

茨木市一般廃棄物処理基本計画 (案)

茨 木 市

目 次

第1章 基本的事項

1 - 1	計画策定の趣旨.....	1
1 - 2	計画の位置づけ.....	2
1 - 3	都市像・環境像.....	3
1 - 4	計画目標年度.....	4

第2章 市の概要

2 - 1	地域概要.....	5
2 - 1 - 1	位置・地形.....	5
2 - 1 - 2	人口.....	5
2 - 1 - 3	産業別就業人口.....	8
2 - 1 - 4	土地利用.....	8
2 - 1 - 5	市街地の状況.....	9
2 - 1 - 6	都市計画区域の状況.....	10
2 - 1 - 7	気象.....	11
2 - 1 - 8	上水道.....	12
2 - 1 - 9	農業の動向.....	13
2 - 1 - 10	工業の動向.....	14
2 - 1 - 11	商業の動向.....	15
2 - 1 - 12	将来計画.....	16
2 - 1 - 13	開発計画.....	17
2 - 2	将来人口.....	18

第3章 ごみ処理基本計画

3 - 1	ごみを取り巻く社会情勢.....	19
3 - 1 - 1	循環型社会の形成を推進するための関係法令.....	19
3 - 1 - 2	国の達成目標.....	22
3 - 2	ごみ処理の状況.....	23
3 - 2 - 1	ごみ処理フロー.....	23
3 - 2 - 2	家庭系ごみ・資源物の分別区分・排出方法.....	24
3 - 2 - 3	ごみ排出量.....	27
3 - 2 - 4	再資源化の実績.....	30

3 - 2 - 5	ごみ質分析結果	3 2
3 - 2 - 6	収集・運搬の概要	3 4
3 - 2 - 7	処理の概要	3 6
3 - 2 - 8	最終処分の概要	4 0
3 - 2 - 9	ごみ減量化・再資源化の状況	4 1
3 - 2 - 10	類似自治体との比較検討	4 4
3 - 2 - 11	課題の整理	4 6
3 - 3	旧計画の目標値との比較	4 8
3 - 3 - 1	旧計画の目標値と実績値の比較	4 8
3 - 3 - 2	取り組みの達成状況	5 0
3 - 4	ごみ処理の基本方針	5 4
3 - 4 - 1	基本理念	5 4
3 - 4 - 2	基本目標	5 5
3 - 4 - 3	基本方針	5 6
3 - 4 - 4	各主体の役割分担	5 7
3 - 4 - 5	達成目標等	6 0
3 - 5	ごみ処理基本計画	6 7
3 - 5 - 1	ごみの減量化・再資源化計画	6 7
3 - 5 - 2	収集・運搬計画	7 0
3 - 5 - 3	中間処理計画	7 2
3 - 5 - 4	最終処分計画	7 3
3 - 5 - 5	その他の事項	7 4

第4章 生活排水処理基本計画

4 - 1	生活排水処理の基本方針	7 7
4 - 1 - 1	生活排水処理に係る理念、目標	7 7
4 - 1 - 2	基本方針	7 7
4 - 2	生活排水を取り巻く社会情勢	7 8
4 - 2 - 1	生活排水処理対策のための関係法令及び計画	7 8
4 - 3	生活排水処理の状況	8 0
4 - 3 - 1	生活排水の処理主体と処理体系	8 0
4 - 3 - 2	下水道	8 1
4 - 3 - 3	処理形態別人口の推移	8 2
4 - 3 - 4	生活排水処理率の推移	8 3
4 - 3 - 5	し尿及び浄化槽汚泥の処理量	8 4

4 - 3 - 6	収集・運搬	8 4
4 - 3 - 7	し尿及び浄化槽汚泥の処理	8 5
4 - 3 - 8	最終処分	8 5
4 - 3 - 9	公共水域の水質の状況	8 6
4 - 3 - 10	課題の整理	8 7
4 - 4	生活排水処理基本計画	8 8
4 - 4 - 1	生活排水処理計画	8 8

第 1 章 基本的事項

1 - 1 計画策定の趣旨

本市では、平成18年3月に一般廃棄物処理基本計画を全面的に改定し、それを指針としてごみの発生抑制、再使用、再資源化、適正処理・処分に努めてきました。

広報啓発活動の充実、缶・びん・ペットボトル、古紙類の品目別収集・再資源化、ごみ袋の透明化、集団回収・拠点回収の推進、事業者へのごみの減量化・再資源化の指導等を実施しています。

こうした取り組みにより、家庭系ごみ（資源物除く）の一人一日当たり排出量は、平成12年度の744.1g/人・日から平成22年度には、519.6 g/人・日となり約30%減少しています。また、事業系ごみは、平成12年度の61,364 t から平成22年度には、54,710 t となり約11%減少しています。

現行計画の平成22年度時点の削減目標は、家庭系ごみ、事業系ごみともに20%減としており、家庭系ごみは目標を達成し、事業系ごみは達成できていない状況となっており、今後さらに、ごみの減量化・再資源化を推進する必要があります。

この間に、国から、平成19年6月に市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツールとして「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」等が示され、また、平成20年3月には循環型社会形成推進基本計画を見直し、平成20年6月には、一般廃棄物処理基本計画策定に係る「ごみ処理基本計画策定指針」が示されました。

こうした国の動向を考慮し、新たな取り組みの導入や廃棄物行政の適正化により今後、更にごみの減量化・再資源化を推進していく必要があります。

一方、水環境の保全については、平成22年度において生活排水処理率が98%となっています。100%の達成に向け生活排水の速やかな処理や汲み取り便所、単独処理浄化槽から公共下水道や合併処理浄化槽への切り替えを推進し、身近な生活環境の改善を図る必要があります。

第4次茨木市総合計画、茨木市環境基本計画に掲げる将来像を実現し、今後、さらに循環型社会の形成を推進するために、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理について、市民・事業者・行政が連携し共に行動する取り組みを総合的、計画的に推進するために、平成22年度までの成果を踏まえ一般廃棄物処理基本計画を見直すものです。

1 - 2 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図1 - 2 - 1に示します。

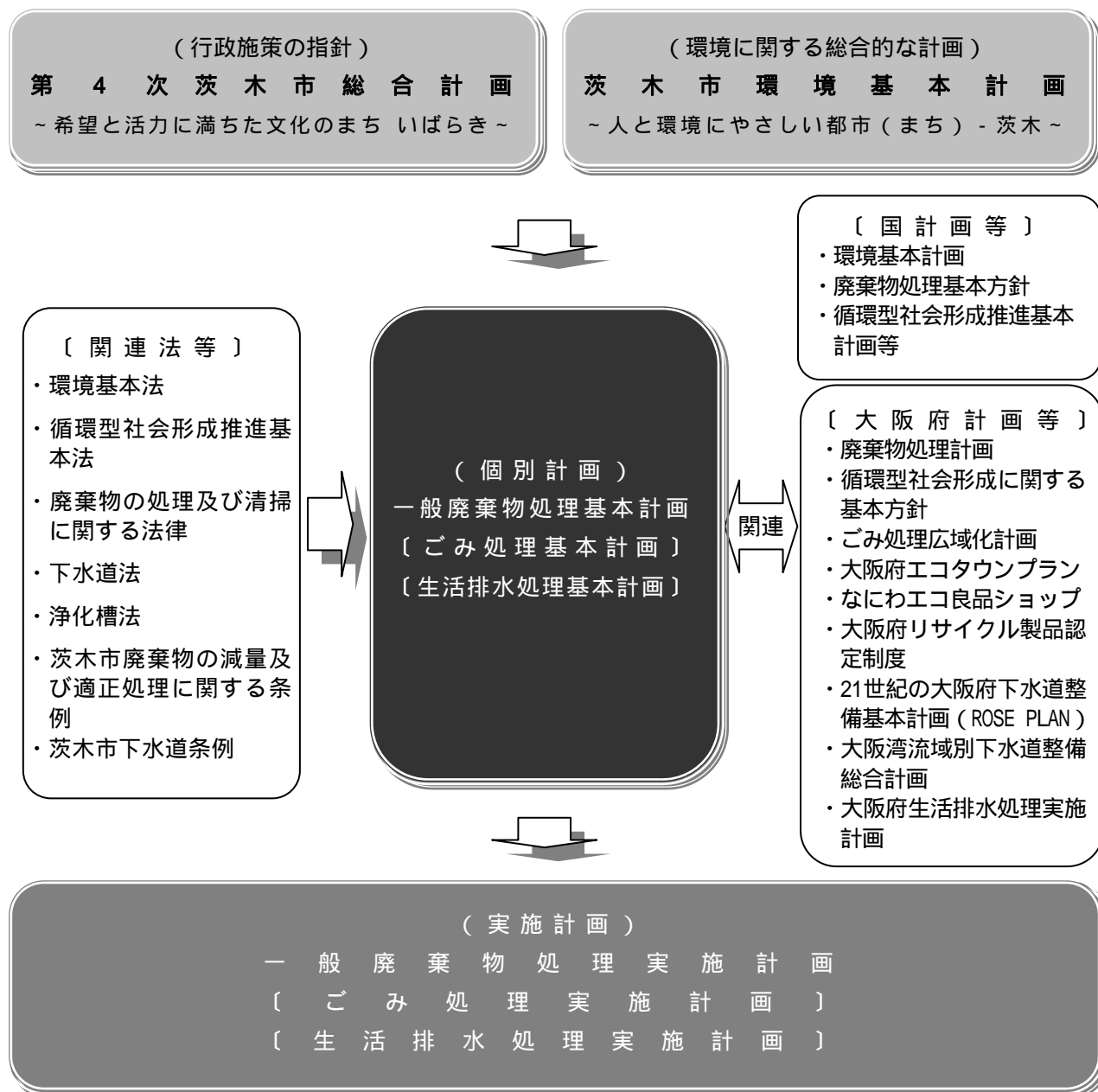


図1 - 2 - 1 計画の位置づけ

1 - 3 都市像・環境像

本市の都市像について、総合計画に基づき「希望と活力に満ちた文化のまち いばらき」と定め、そのひとつに『未来はぐくむ「環境実践都市」の実現』をあげており、環境負荷の低減に向けた、循環型社会の形成を市民、事業者と市が協力して実現することとしています。

また、環境像を環境基本計画に基づき「人と環境にやさしい都市(まち) - 茨木」と定め、総合的、体系的に施策を展開することとしています。

一般廃棄物処理基本計画は、総合計画、環境基本計画に基づく都市像、環境像を具体化するための廃棄物にかかわる総合的な取り組みを定めるものです。

《本市の都市像》

「希望と活力に満ちた文化のまち いばらき」

未来はぐくむ「環境実践都市」の実現

環境負荷低減のまちづくり

良好な環境の保全と創造

《本市の環境像》

「人と環境にやさしい都市(まち) - 茨木」

良好な地域環境の確保

人と自然との共生

循環型社会の構築

地球環境の保全

市・市民・事業者の協働

1 - 4 計画目標年度

本計画は、平成24年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とします。

本市は、平成18年3月に策定した茨木市一般廃棄物処理基本計画を指針として、循環型社会の実現を目指して取り組んできましたが、これまでの成果を踏まえ、中間見直しを行うものです。

なお、本計画は、制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が変化した場合などは、数値目標や施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ、見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、適宜各分野の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じて新たな対策を講じていきます。

表1 - 4 - 1 計画の流れ

平成17年度	計画策定年度
平成18年度	計画初年度
平成22年度	中間目標年度
平成23年度	見直し年度（平成22年度までの成果を受けて中間見直し）
平成24年度	見直し後計画初年度
平成27年度	計画目標年度

第2章 市の概要

2 - 1 地域概要

2 - 1 - 1 位置・地形



図 2 - 1 - 1 本市の位置

本市は淀川の北、大阪府の北部にあり、丹波高原の一部をなす老の坂山地の麓に位置し、東西 10.07km、南北 17.05km、面積は 76.52km² です。

北は京都府亀岡市に、東は高槻市に、南は摂津市に、西は吹田市・箕面市・豊能郡豊能町に隣接しています。

本市の位置を図 2 - 1 - 1 に示します。

2 - 1 - 2 人口

平成14年度から平成23年度の人口と世帯数の推移を表 2 - 1 - 1、図 2 - 1 - 2 に、年齢別人口の推移を表 2 - 1 - 2 に、人口ピラミッドを図 2 - 1 - 3 に示します。

本市の人口は緩やかな増加傾向を示しています。

少子高齢化が進んでおり、平成23年の65歳以上の人口割合は19.10%となっています。

男女別年齢別構成では、男女とも35～39歳が最も多く、次いで男性は40～44歳、女性は60～64歳が多くなっています。

第2章 市の概要

表2-1-1 人口と世帯数の推移

年度	総数		住民基本台帳		外国人登録	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
H14	260,768	103,625	258,513	102,643	2,255	982
H15	263,437	106,107	261,051	104,434	2,386	1,673
H16	266,171	107,956	263,714	106,236	2,457	1,720
H17	267,154	109,155	264,712	107,431	2,442	1,724
H18	267,916	110,606	265,515	108,913	2,401	1,693
H19	270,545	112,822	268,076	111,054	2,469	1,768
H20	271,880	114,333	269,431	112,576	2,449	1,757
H21	272,989	115,569	270,460	113,726	2,529	1,843
H22	274,194	116,756	271,553	114,847	2,641	1,909
H23	275,558	118,096	272,975	116,260	2,583	1,836

資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年10月1日現在）

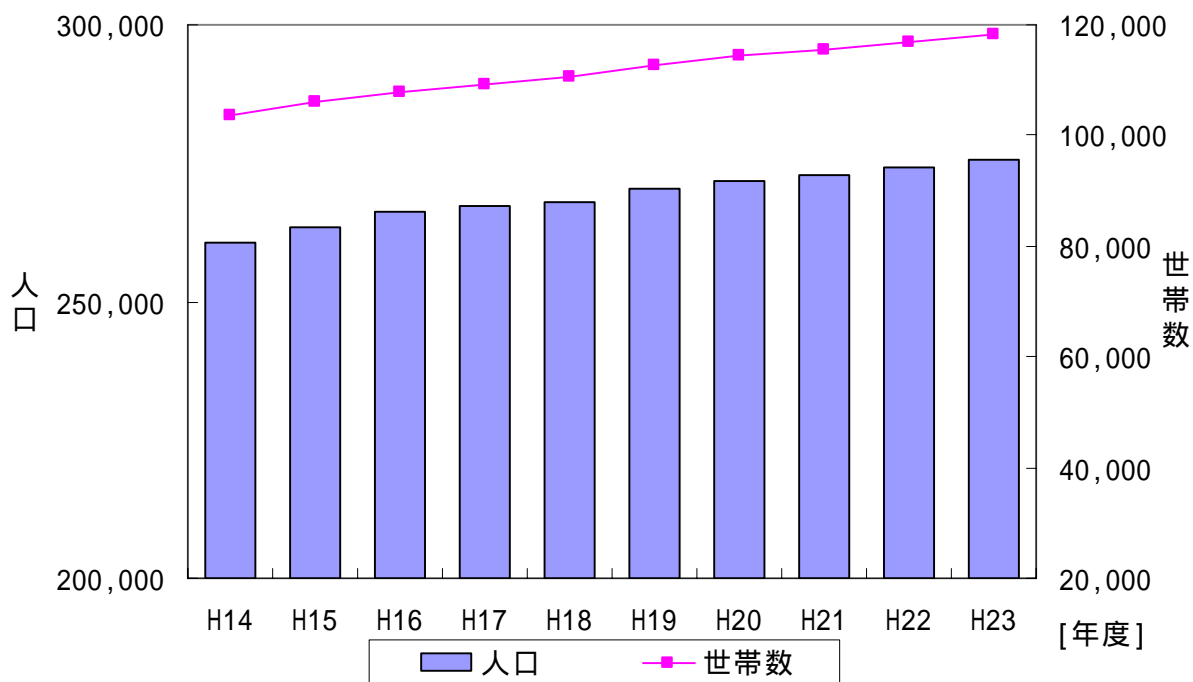


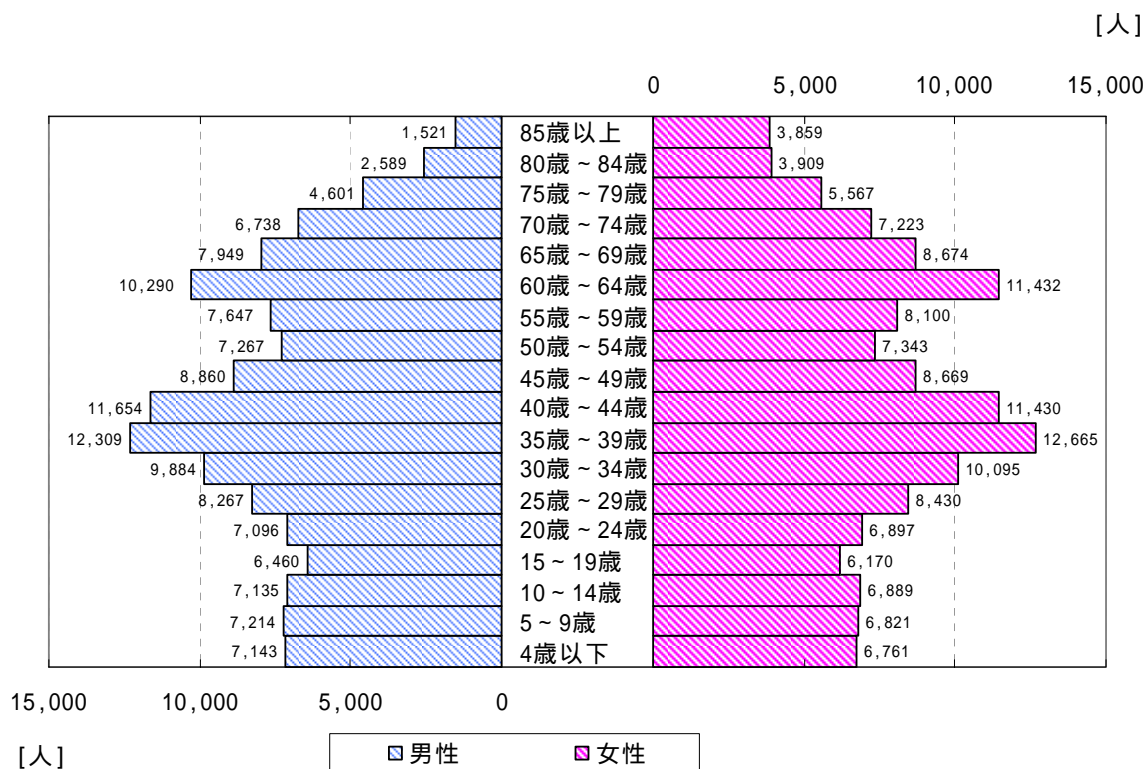
図2-1-2 人口と世帯数の推移

第2章 市の概要

表2-1-2 年齢別人口の推移

年度	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
		(0～14歳)	(15～64歳)	(65歳以上)
H18	267,916	40,205(15.01%)	184,996(69.05%)	42,715(15.94%)
H19	270,545	40,852(15.10%)	184,399(68.16%)	45,294(16.74%)
H20	271,880	41,248(15.17%)	183,070(67.33%)	47,562(17.50%)
H21	272,989	41,425(15.17%)	181,690(66.56%)	49,874(18.27%)
H22	274,194	41,790(15.24%)	181,001(66.01%)	51,403(18.75%)
H23	275,558	41,963(15.23%)	180,965(65.67%)	52,630(19.10%)

資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年10月1日現在）

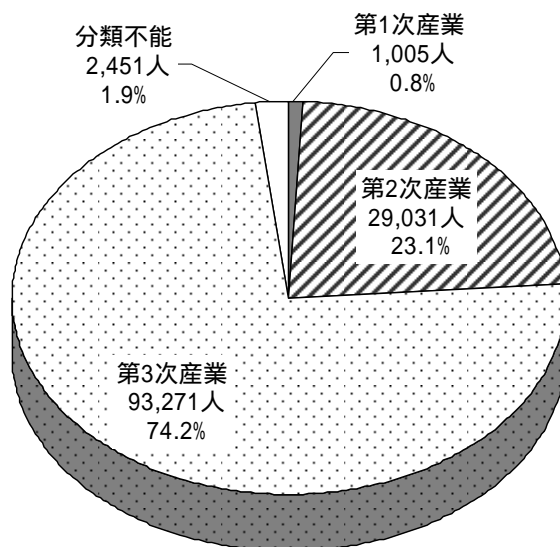


資料：住民基本台帳及び外国人登録（平成23年10月1日現在）

図2-1-3 人口ピラミッド

2 - 1 - 3 産業別就業人口

平成17年の産業別就業人口（大分類）の調査結果を図2 - 1 - 4に示します。
 就業者人口の構成は、第1次産業¹ 0.8%、第2次産業² 23.1%、第3次産業³ 74.2%、分類不能1.9%となっています。第3次産業は、卸・小売業、サービス業、医療・福祉業等で就業者が多くなっています。



資料：平成17年度国勢調査

図2 - 1 - 4 産業別就業人口（大分類）

2 - 1 - 4 土地利用

本市の土地利用の状況を表2 - 1 - 3に示します。

表2 - 1 - 3 土地利用状況

（各年1月1日現在・単位：㎡）

年度	総数	宅地	田	畑	山林	原野	池・沼	その他
H20	32,802,129 100%	16,432,522 50.1%	6,026,248 18.4%	561,836 1.7%	6,686,663 20.4%	141,593 0.4%	27,379 0.1%	2,925,888 8.9%
H21	32,875,582 100%	16,555,370 50.4%	6,002,789 18.3%	559,684 1.7%	6,754,143 20.5%	141,366 0.4%	27,188 0.1%	2,835,042 8.6%
H22	33,119,106 100%	16,608,434 50.1%	5,905,647 17.8%	553,913 1.7%	7,040,379 21.3%	140,152 0.4%	27,014 0.1%	2,843,567 8.6%

資料：資産税課

- 1 第1次産業：農業、林業等
- 2 第2次産業：製造業、建設業等
- 3 第3次産業：小売、サービス業等

2 - 1 - 5 市街地の状況

1) 北部地域

自然環境に恵まれ、山林の緑と一体となった美しい田園景観を残す北部地域は、農産物生産、レクリエーション面から重要な地域であり、地域住民はもとより都市住民にとっても公益的な資産として、豊かな恩恵をもたらせてくれるかけがえのない空間となっています。

2) 丘陵地域

丘陵地域は、丘陵部と平野部に区分され、丘陵部は、日本有数の古墳地帯の一角にあり、歴史に残る名所や旧跡が点在し、戦後の高度成長期に大学や高等学校、企業の研究開発や研修施設が多く立地したことから、優れた自然環境とともに文化的環境にも恵まれた地域です。

3) 中心地域

中心地域は、JR茨木駅周辺から阪急茨木市駅周辺に至る、商業や行政サービスなど様々な場面での市民生活を支える機能が集積した中心市街地や、低層、中高層の住宅地域、幹線道路沿道での工業・流通業務地など、多様な機能が立地している地域です。

4) 南部地域

南部地域は、旧来からの集落、土地区画整理事業や開発許可により形成された住宅地と幹線道路沿道に立地する流通施設や工業地域などの市街地と、市街地に隣接する農用地からなる地域です。

2 - 1 - 6 都市計画区域の状況

都市計画区域状況を以下に示します。

都市計画法に基づく指定に関しては、北部は市街化調整区域等の保全系の指定が多くなっています。また、市街地での用途地域については、JR茨木駅及び阪急茨木市駅周辺地域が商業系、市域南部や幹線道路沿いに工業系、その他の地域では主に住宅系の指定となっています。

表 2 - 1 - 4 用途地域等の決定状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

区 分		面 積 (ha)	総面積に対する 割合 (%)	用途地域面積に 対する割合 (%)
市域面積		7,652	100.0	-
都市計画区域		7,652	100.0	-
市街化区域		3,321	43.4	100.0
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	565	7.4	17.0
	第二種低層住居専用地域	3	-	0.1
	第一種中高層住居専用地域	855	11.2	25.7
	第二種中高層住居専用地域	431	5.6	13.0
	第一種住居地域	245	3.2	7.4
	第二種住居地域	364	4.8	11.0
	準住居地域	33	0.4	1.0
	近隣商業地域	101	1.3	3.0
	商業地域	61	0.8	1.8
	工業地域	188	2.5	5.7
市街地調整区域		4,331	56.6	-
農業振興地域		2,297	30.0	-
近郊緑地保全区域		1,395	18.2	-
保安林		225	2.9	-

資料：都市政策課、農林課、公園緑地課

2 - 1 - 7 気象

過去5年の気温の変化を表2 - 1 - 5に、降水量の変化を表2 - 1 - 6に示します。

表2 - 1 - 5 過去5年の気温の変化

区分 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22
平均気温 ()	17.0	17.6	17.0	17.1	17.3
最高気温 ()	37.9	38.3	36.4	36.3	36.4
最低気温 ()	-1.9	0.4	-0.7	0	-1.3

表2 - 1 - 6 降水量の変化

区分 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22
年間総量 (mm)	1399.5	962.5	1262.5	1165.0	1568.0
日降水量の最大 (mm)	75.5	57.0	57.0	48.5	69.0

資料：大阪管区气象台

2 - 1 - 8 上水道

本市の上水道は、淀川を水源とする大阪広域水道企業団¹と十日市浄水場における地下水を水源とする自己水（深井戸・伏流水）により供給されています。

大阪広域水道企業団の水については、平成10年7月から、より安全でおいしい高度浄水処理水が供給されています。

また、山地部に点在した簡易水道は、平成22年3月に上水道への統合を完了しました。

なお、清阪特設水道は、現在のところ水源の状況が良好であることから、当面は現状の運用方式によって給水を行います。

表2 - 1 - 7 上水道の実績

区分	年度	H18	H19	H20	H21	H22
	給水人口（人）		268,190	270,176	271,306	272,767
給水戸数（戸）		111,093	112,934	114,352	115,673	116,915
総給水量（m ³ ）		32,214,510	31,558,863	31,324,405	30,797,064	30,737,248
	自己水量	4,328,454	4,140,694	3,985,849	4,395,582	4,679,058
	受水量	27,886,056	27,418,169	27,338,556	26,401,482	26,058,190
有収水量（m ³ ）		29,895,872	30,063,349	29,579,657	29,303,616	29,255,579
有収率（％）		92.8%	95.3%	94.4%	95.2%	95.2%

資料：水道部

1 大阪広域水道企業団は、これまで大阪府水道部（府営水道）が行っていた用水供給事業・工業用水道事業を引き継ぎ、平成23年4月1日から事業を開始しました。

2 - 1 - 9 農業の動向

農家数は減少が続いており、平成2年から平成22年までの20年間で、約41%減少しました。また、専業・兼業の内訳では、第二種兼業農家が大部分を占める状況になっています。

表2 - 1 - 8 農家数（販売農家数）の推移

年	総数	専業	第一種兼業	第二種兼業
H 2	1,046	20	89	937
H 7	911	69	95	747
H12	819	88	24	707
H17	670	93	78	499
H22	616	118	35	463

資料：(世界)農(林)業センサス結果報告(各年2月1日現在・単位：戸)

経営耕地面積についても減少傾向が長期にわたって続いており、平成2年から平成22年までの20年間で約31%減少しました。

表2 - 1 - 9 経営耕地面積の推移

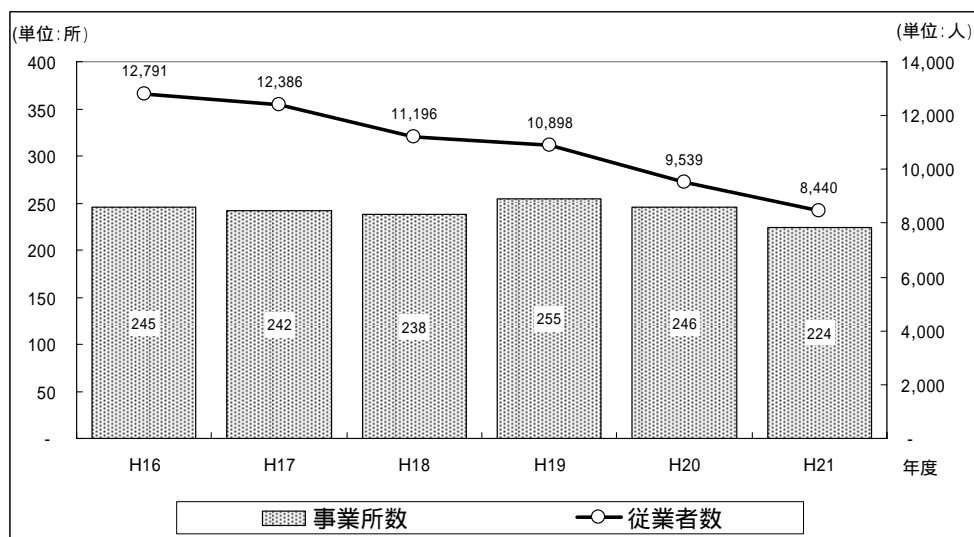
(単位：アール)

年	総数	販売農家	自給的農家
H 2	71,142	55,306	15,836
H 7	63,749	49,334	14,415
H12	57,928	44,217	13,711
H17	50,645	36,762	13,883
H22	49,099	35,569	13,530

資料：(世界)農(林)業センサス結果報告(各年2月1日現在)

2 - 1 - 10 工業の動向

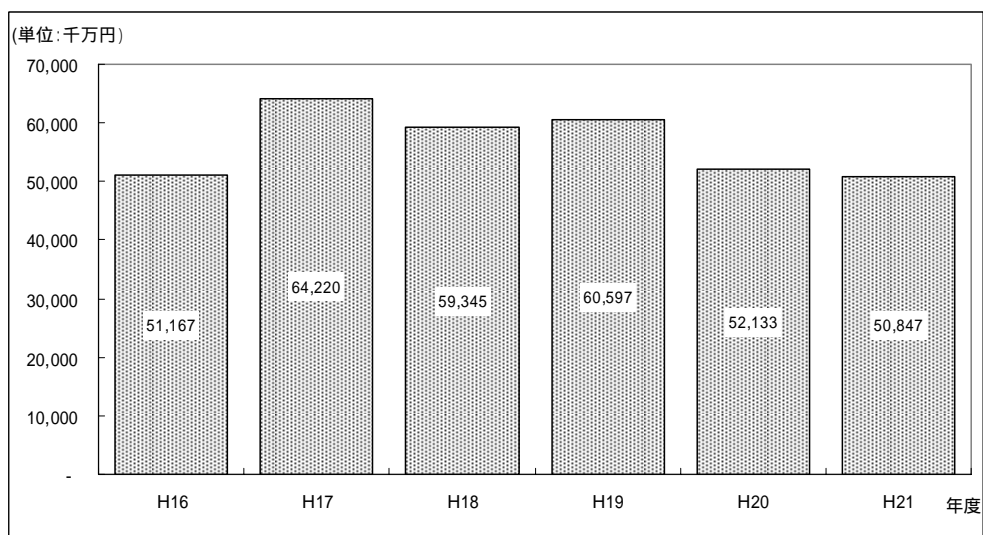
事業所数には、大きな変動は見られず、250事業所前後で推移していますが、従業員数は年々減少しています。



資料：工業統計調査結果報告

従業員1～3人の事業所を除いた数値

図2 - 1 - 5 事業所数と従業員数の推移



資料：工業統計調査結果報告

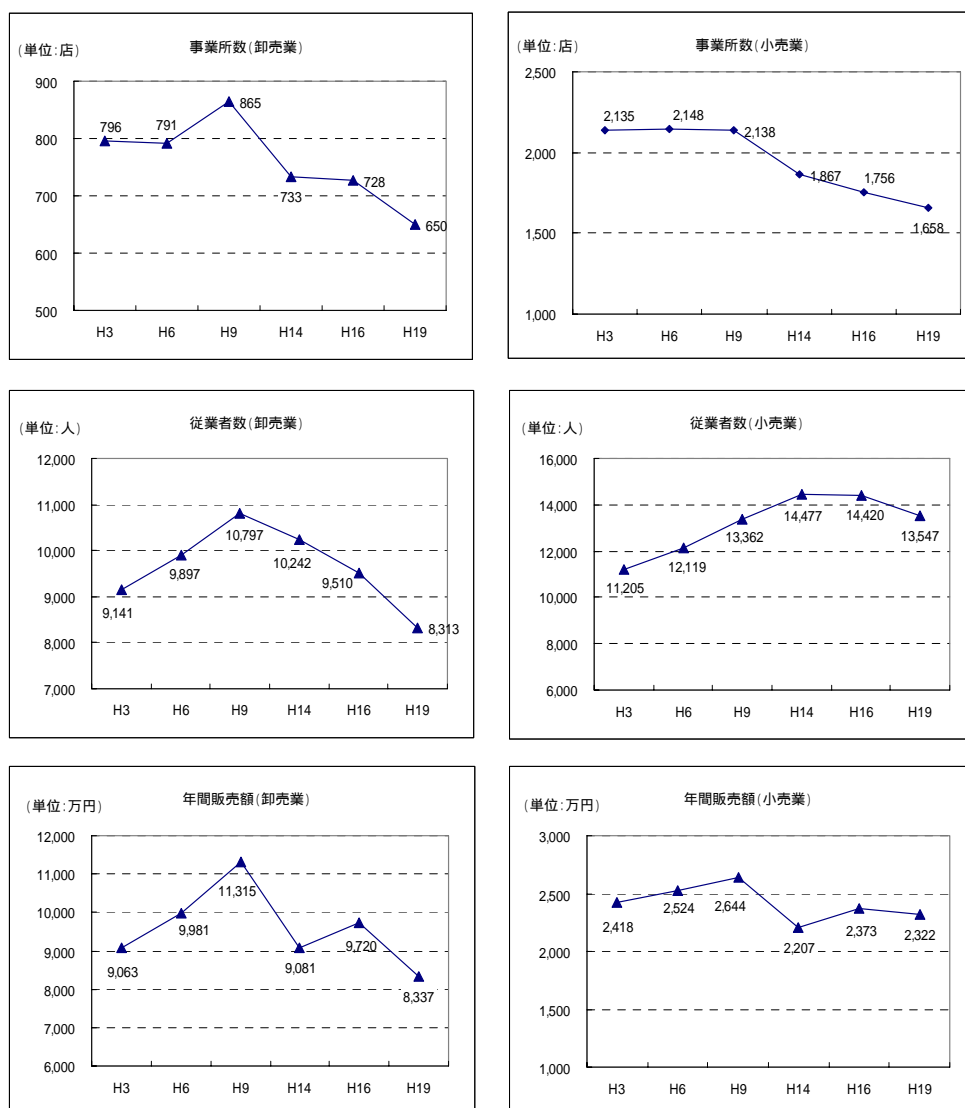
従業員1～3人の事業所を除いた数値

図2 - 1 - 6 製造品出荷額の推移

2 - 1 - 11 商業の動向

近年、経済情勢の中で若干の減少がありながらも、商業は卸売、小売とも総じて順調に増加してきましたが、平成14年から商店数、従業者数、年間販売額ともに減少に転じています。

また商業事業者の規模については、大型化する傾向がみられ、卸売、小売ともに従業者数の減少以上に、商店数は大きく減少しており、大規模事業者への集中が進んでいます。



資料：商業統計調査結果報告（各年6月1日現在）

図2 - 1 - 7 卸売業・小売業別にみた推移

2 - 1 - 1 2 将来計画

総合計画に示されている、都市像とそれを実現するための施策の大綱を以下に示します。

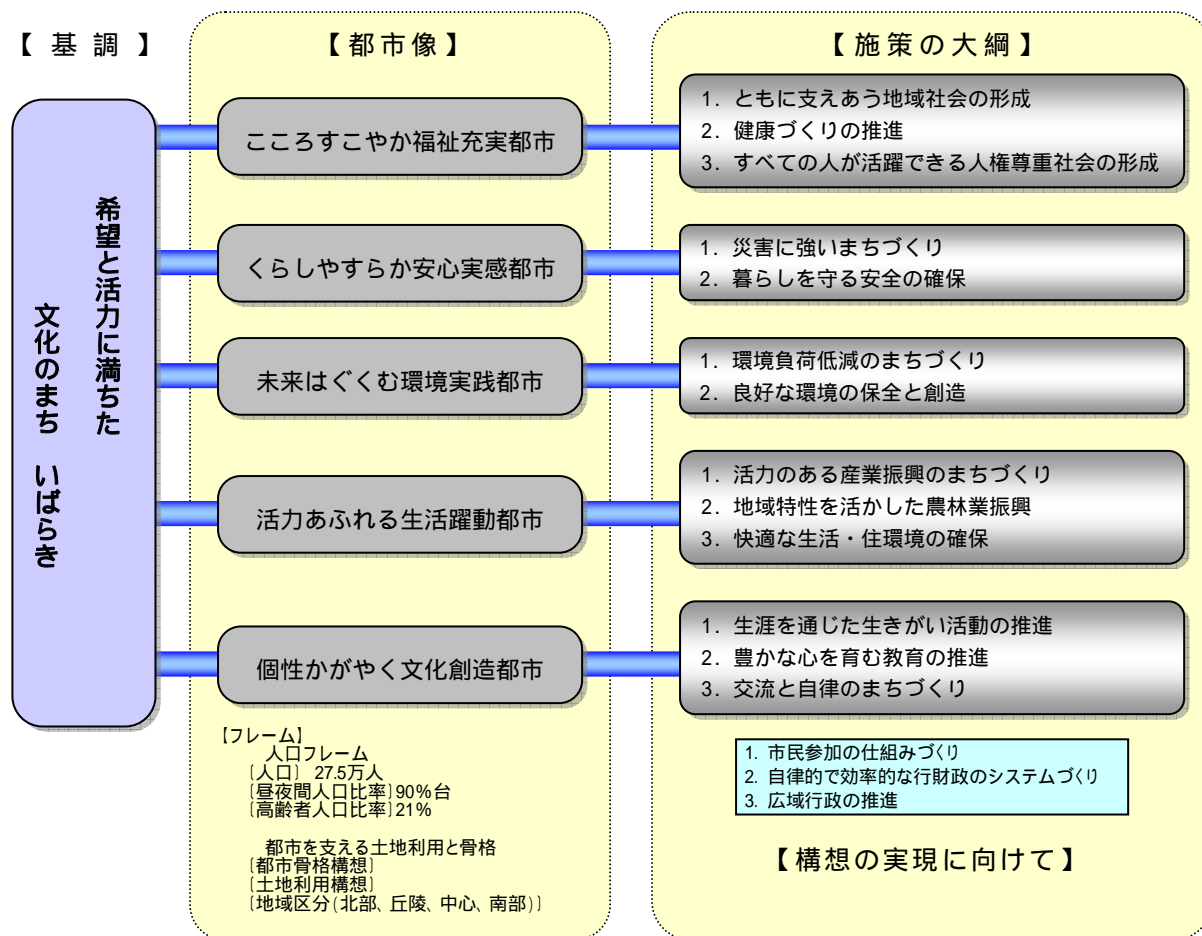


図 2 - 1 - 8 第4次茨木市総合計画の基本構想

2 - 1 - 13 開発計画

本市の主な開発事業の一つである彩都（国際文化公園都市）建設事業について以下に示します。

彩都は、茨木市北部から箕面市東部にかけての丘陵地に位置し、西部、中部、東部地区の三つの地区からなります。計画面積742.6ha（うち茨木市域579.1ha）の大規模な都市建設事業です。平成16年春、西部地区の一部でまちびらきがされました。

このまちの特色は、周辺の自然と調和した良好な住宅地形成とあわせて、国際交流、学術文化、研究開発という特色ある未来機能を組み込んだ複合機能都市の形成をめざしていることです。

彩都のシンボルゾーンであるライフサイエンスパークには、独立行政法人医薬基盤研究所や彩都バイオインキュベータ等、バイオや医療等をはじめとする様々なライフサイエンス関連分野の研究・開発機能等を持つ企業等の立地も進んでいます。

また、住宅地については、計画人口5万人（うち茨木市域3万9千人）を見込んでおり、新しい時代の多様なニーズに対応した緑豊かな、定住性の高い住宅地が計画されています。彩都への交通機関としては、平成19年3月に大阪モノレール彩都線が阪大病院前駅～彩都西駅まで開通し、平成23年7月には、彩都和JR・阪急茨木方面を結ぶバス路線が開設しました。

表2 - 1 - 10 彩都計画のフレーム

	茨木市域分	箕面市域分	合 計
計 画 面 積	579.1ha	163.5ha	742.6ha
居 住 人 口	39,000人	11,000人	50,000人

2 - 2 将来人口

本計画の行政区域内人口の予測は、トレンド法により推計します。

本計画では、住民基本台帳人口に外国人登録人口を加算した人口を処理対象人口とします。第4次茨木市総合計画との整合をはかり、平成27年度の行政区域内人口を278,325人としました。(参考：本市総合計画では、平成27年度に約28万人としています。)

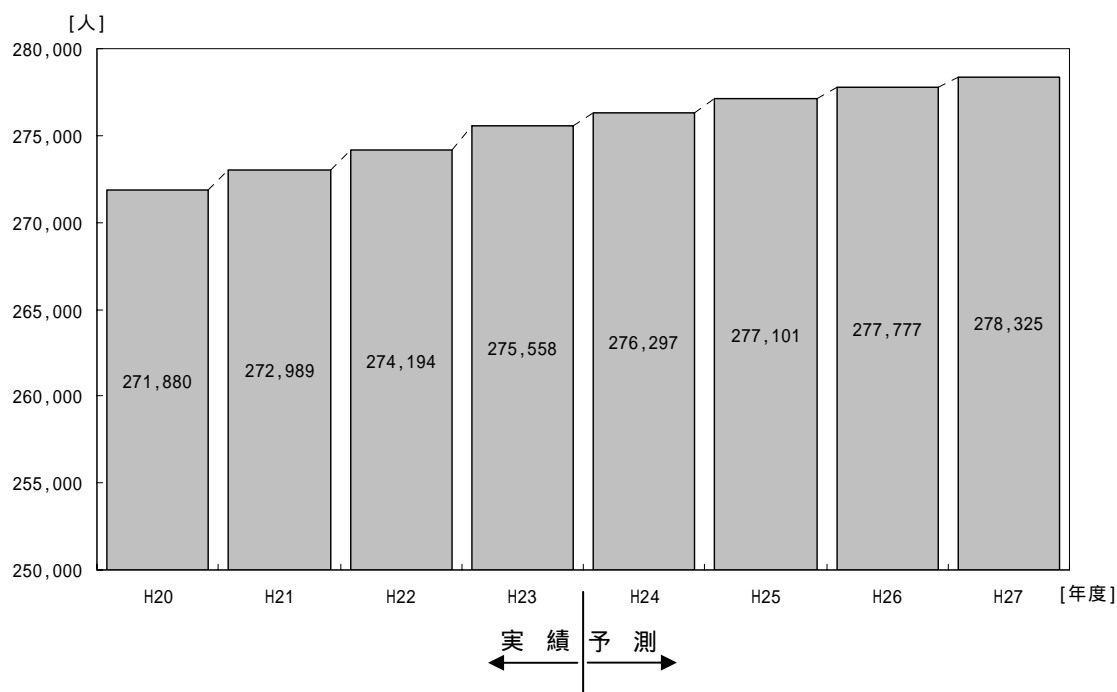


図2 - 2 - 1 人口の現状と将来

第3章 ごみ処理基本計画

3 - 1 ごみを取り巻く社会情勢

3 - 1 - 1 循環型社会の形成を推進するための関係法令

1) 循環型社会の形成を推進するための関係法令の概要

平成13年1月「循環型社会形成推進基本法」が制定され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

循環型社会の形成を推進するための関係法令の概要を表3 - 1 - 1に示します。

表3 - 1 - 1 循環型社会の形成を推進するための関係法令の概要

年 月	関 連 法	概 要
H 6. 8	環境基本法完全施行(環境全般)	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12. 4	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出されるゴミの容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
H13. 1	循環型社会形成推進基本法施行(循環型社会形成)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13. 4	家電リサイクル法完全施行(家電品)	平成13年4月以降、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法完全施行(各種製品、パソコン等)	10業種・69品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全施行(自治体の調達品)	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13. 5	食品リサイクル法完全施行(食品残渣)	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
H14. 5	建設リサイクル法完全施行(建設廃棄物)	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17. 1	自動車リサイクル法完全施行(自動車)	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストのリサイクル)を負担することが義務付けられています。

2) 循環型社会の形成を推進するための関係法令の体系

循環型社会の形成を推進するための関係法令の体系を図3-1-1に示します。

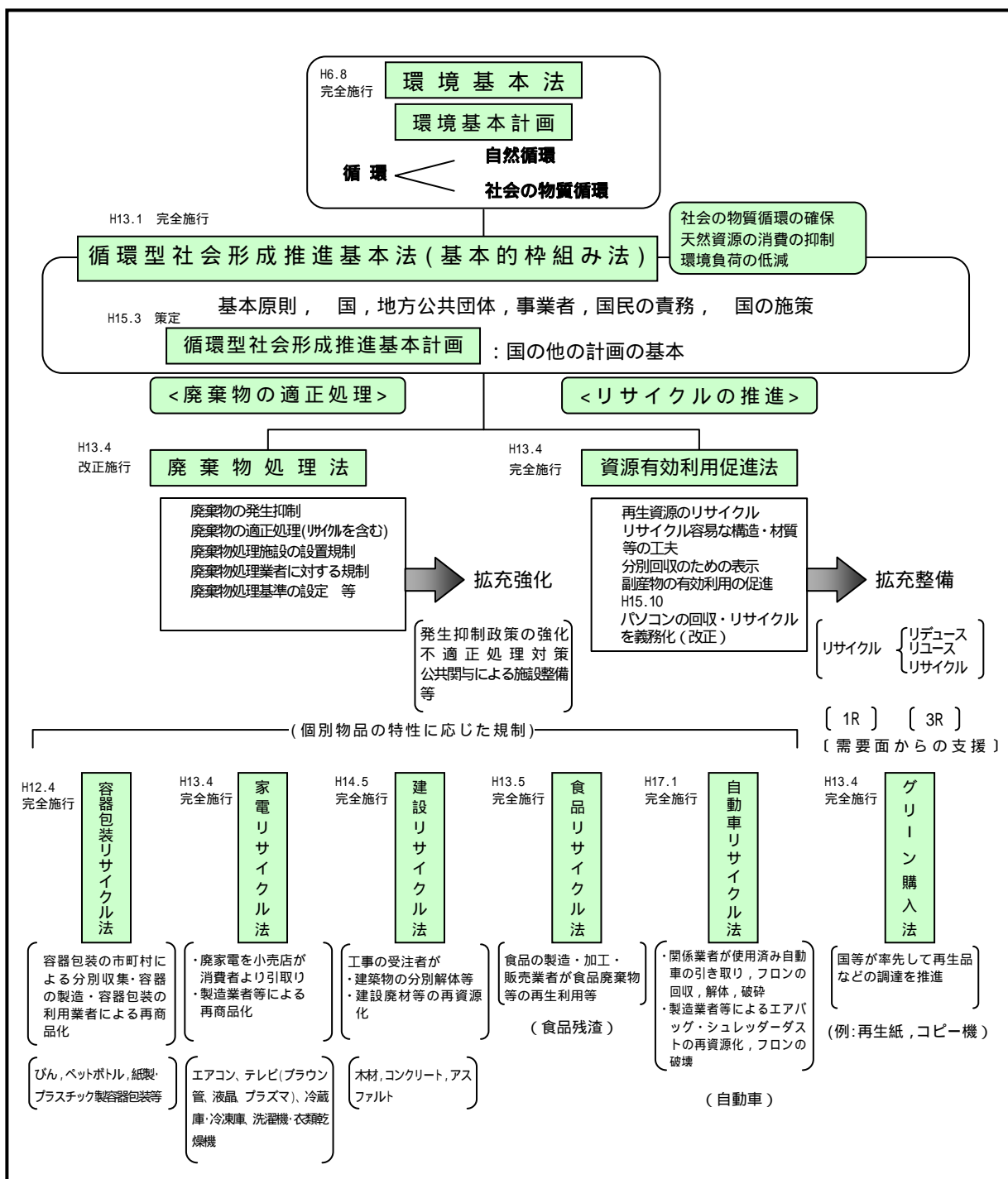


図3-1-1 循環型社会の形成を推進するための関係法令の体系

3) 国の方針、府の計画

廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。)に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。表3-1-2に廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・府の計画等の経過を示します。

表3-1-2 循環型社会の形成に関する国の方針・府の計画の経過

年 月	国の方針・府の計画
平成17年 4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入(国)
平成19年 3月	大阪府廃棄物処理計画策定(大阪府)
平成20年 3月	循環型社会形成推進基本計画改定(国)
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正(国)

4) 茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

本条例は、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって健康で快適な市民生活を確保することを目的として、平成19年10月に施行しました。

本基本計画の策定、変更は本条例(第15条)に基づきます。

3 - 1 - 2 国の達成目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

国の数値目標を表3 - 1 - 3、図3 - 1 - 2に示します。

表3 - 1 - 3 国の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	平成19年度に対し、平成27年度において約5%削減
リサイクル率	平成19年度の20%に対し、平成27年度において約25%に増加
最終処分量	平成19年度に対し、平成27年度において約22%削減

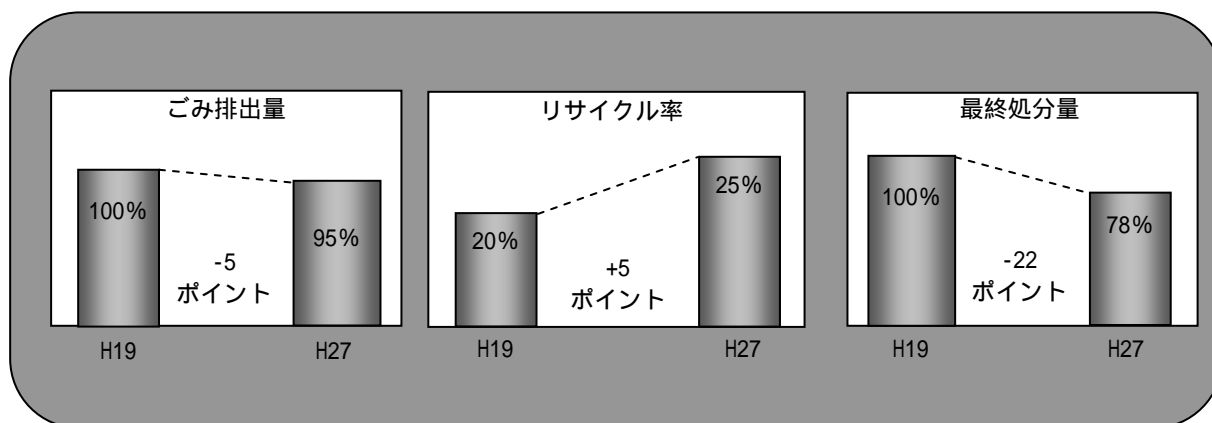


図3 - 1 - 2 国の数値目標

3 - 2 ごみ処理の状況

3 - 2 - 1 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図3 - 2 - 1に示します。

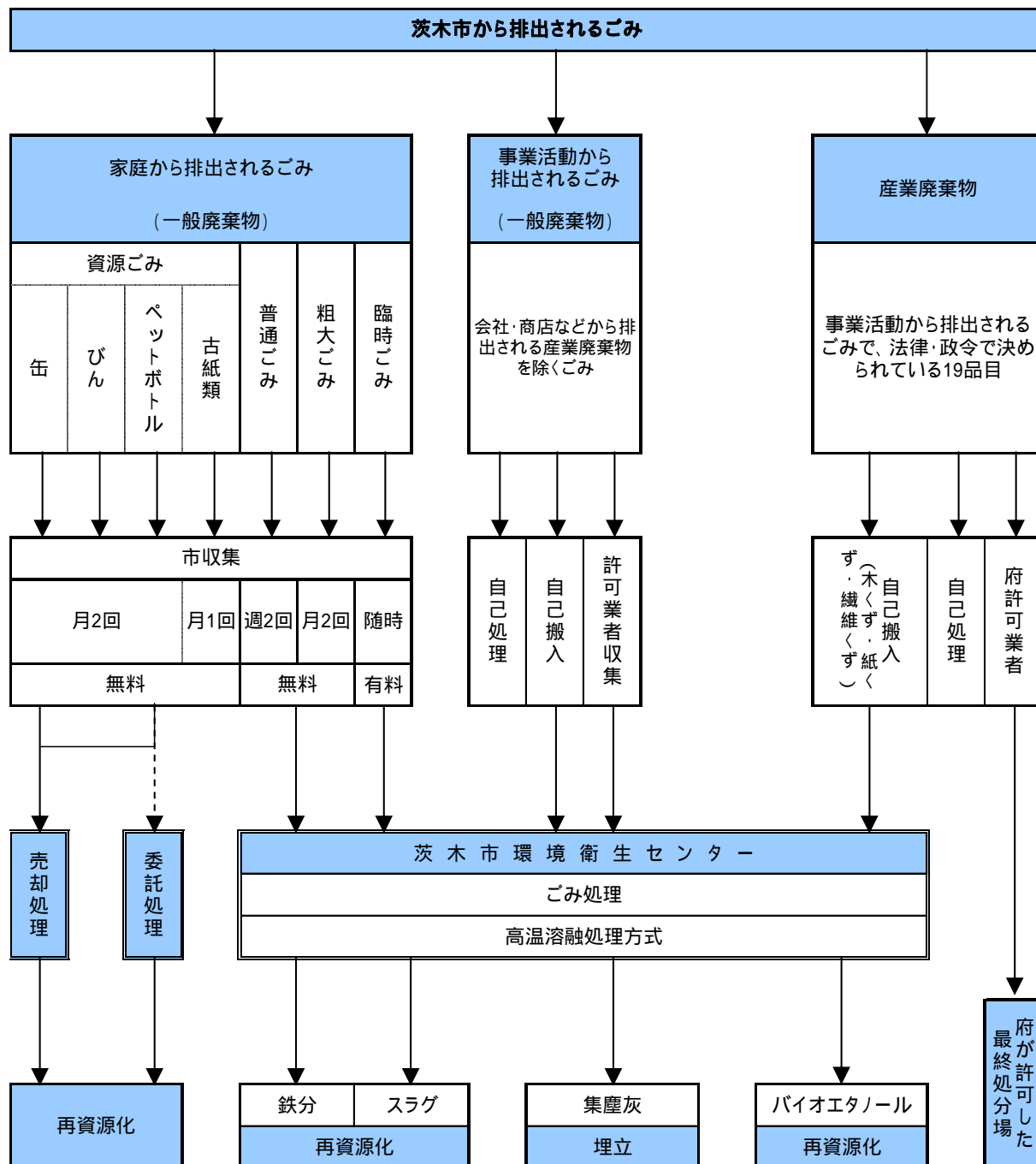


図3 - 2 - 1 ごみ処理フロー

3 - 2 - 2 家庭系ごみ・資源物の分別区分・排出方法

家庭系ごみの分別区分・排出方法を表3 - 2 - 1に示します。

表3 - 2 - 1 家庭系ごみ・資源物の分別区分・排出方法 その1

分別区分	ごみの種類	注 意 点
普通ごみ 中身が見える 透明袋 1回で1家庭 3袋まで	台所ごみ(生ごみ)	・よく水切りをする
	ボロ布、衣類	
	小型のプラスチック製容器・製品	
	小型の金属類	
	鞆・靴などの皮革・ゴム製品	
	陶器類	・割れた陶器は紙に包み「危険」の表示
	草・落葉	
	スプレー缶 携帯カセットコンロボンベ	・十分に使い切って穴を開ける
	刃物	・紙に包み「危険」の表示
	筒型乾電池	・ボタン電池、小型充電式電池は、販売店に設置されている回収缶・リサイクルボックスへ
	発泡スチロール	・大きいものは小さく割って ・食品トレー等は、スーパーの店頭回収へ
	リサイクルできない紙くず ティッシュペーパー、油紙、感熱紙、写真、カーボン紙、紙おむつ等	・紙おむつは汚物を取り除く

表3 - 2 - 1 家庭系ごみ・資源物の分別区分・排出方法 その2

分別区分	ごみの種類	注 意 点
粗大ごみ 1回で1家庭 3点まで	大型の家具類 机・たんす・棚等	・できるだけ分解する
	家庭電化製品	・ガスレンジ・石油ストーブは着火用電池を必ずはずす ・石油ストーブ・石油ファンヒーターは必ず灯油を抜く
	布団	・紐等で結束する
	絨毯・カーペット	・紐等で結束する
	大型プラスチック類	・できるだけ分解する
	大型の金属類	・長台・頑強な物は収集・処分できない場合がある
	剪定した枝幹	・1m程度に切り、紐で結束する
	照明器具類 電球・蛍光灯等	
	自転車	・「ごみ」と貼り紙をして ・電動アシスト付き自転車のバッテリーは、リサイクル協力店へ
	ガラス類 窓ガラス、耐熱ガラス、ガラスコップ、鏡、化粧品のびん、ガラス製花瓶等	・割れたガラス類は紙に包んで「危険」の表示

表3-2-1 家庭系ごみ・資源物の分別区分・排出方法 その3

分別区分		資源物の種類	注 意 点	
資源物	缶 中身が見える透明袋	飲食品用の缶 コーヒー、ビール、 ジュース、缶詰、菓 子、粉ミルク、海苔、 クッキー、ペットフ ード、飲み薬などが 入っていた缶類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料、食料品、飲み薬以外の缶は出さない ・ スプレー缶や携帯カセットボンベ缶などは中身を十分に使い切ってから穴を開けて普通ごみへ 	
	びん 中身が見える透明袋	飲食品用のびん 飲料・食料品・飲み 薬のびん	<ul style="list-style-type: none"> ・ リターナブルびん（牛乳、ビール、清酒）等は購入店へ返却する ・ ガラスコップ、板ガラス、化粧品びん、耐熱ガラス製品は粗大ごみへ 	
	ペットボトル 中身が見える透明袋	ペットマークの付いたペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラマークの付いたものは普通ごみへ 	
	古紙類	品目別にひもで 結束する	新聞	<ul style="list-style-type: none"> ・ 折込チラシは新聞と一緒に
			雑誌	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種パンフレット・カタログ・書籍・紙袋・各種紙箱・小さな菓子箱などの紙箱は、開いてから雑誌と一緒に
		段ボール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段ボールは開いてたたむ 	
	ひもで結束する	紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗いの後、切り開いて、乾かし、紐で結束してから市内にある市公共施設（市庁舎、北辰出張所、各小中学校、各公民館）の拠点回収箱に出す ・ 紙パックのうち、内側が銀色や茶色のものは普通ごみへ 	

古紙類は、できるだけ子ども会や、自治会の集団回収へ

3 - 2 - 3 ごみ排出量

1) ごみ排出量の実績

(1) ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量は平成12年度の142,451tをピークに減少し、平成22年度に120,669t（15%減）となっています。

家庭系ごみ¹及び事業系ごみ²はともに平成12年度をピークに減少し、平成22年度にはそれぞれ65,959t（19%減）、54,710t（11%減）となっています。

図3 - 2 - 2に、ごみ排出量の推移を示します。

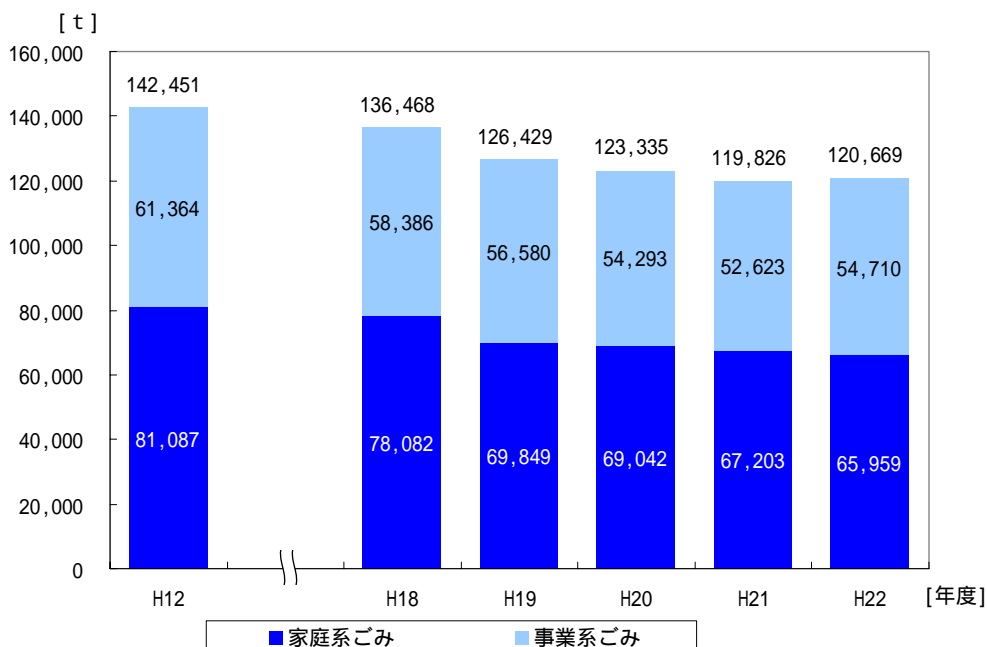
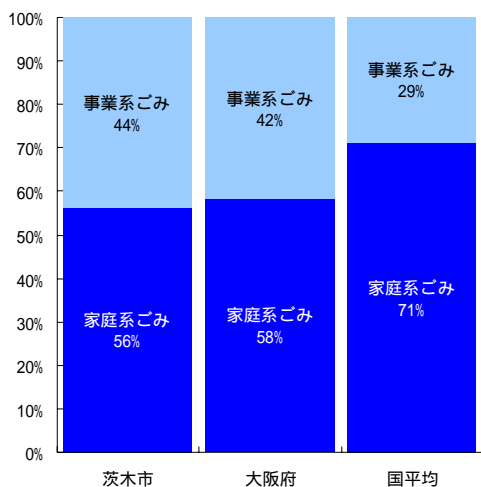


図3 - 2 - 2 ごみ排出量の推移

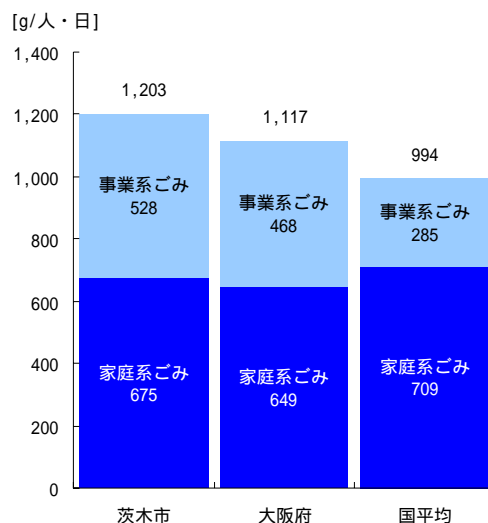
平成21年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比及び1人1日平均排出量（以下、「原単位³」といいます。）を図3 - 2 - 3に示します。本市の家庭系ごみと事業系ごみの構成比は、国、府平均に比較して事業系ごみがそれぞれ15ポイント、2ポイント高い値となっています。原単位については、事業系ごみが国平均及び府平均より高い値となっています。家庭系ごみの原単位は国平均より低い、府平均より高い値となっています。

1 家庭系ごみ:市が定期収集するごみ・資源物及び集団回収により回収された資源物の総量
 2 事業系ごみ:事業者が直接自らあるいは許可業者に依頼して処理施設等に搬入したごみの総量
 3 原単位 = ごみ排出量 ÷ 行政区域内人口 ÷ 365日 × 1,000,000

【家庭系ごみと事業系ごみ構成比】



【家庭系ごみと事業系ごみの原単位】



(資料：府平均、国平均は平成21年度環境省一般廃棄物処理実態調査)

図3-2-3 家庭系ごみと事業系ごみ(平成21年度)

(2) 事業系ごみ排出量の推移

本市の事業系ごみ排出量は収集の普通ごみに次いで、直接搬入の普通ごみが多くなっています。

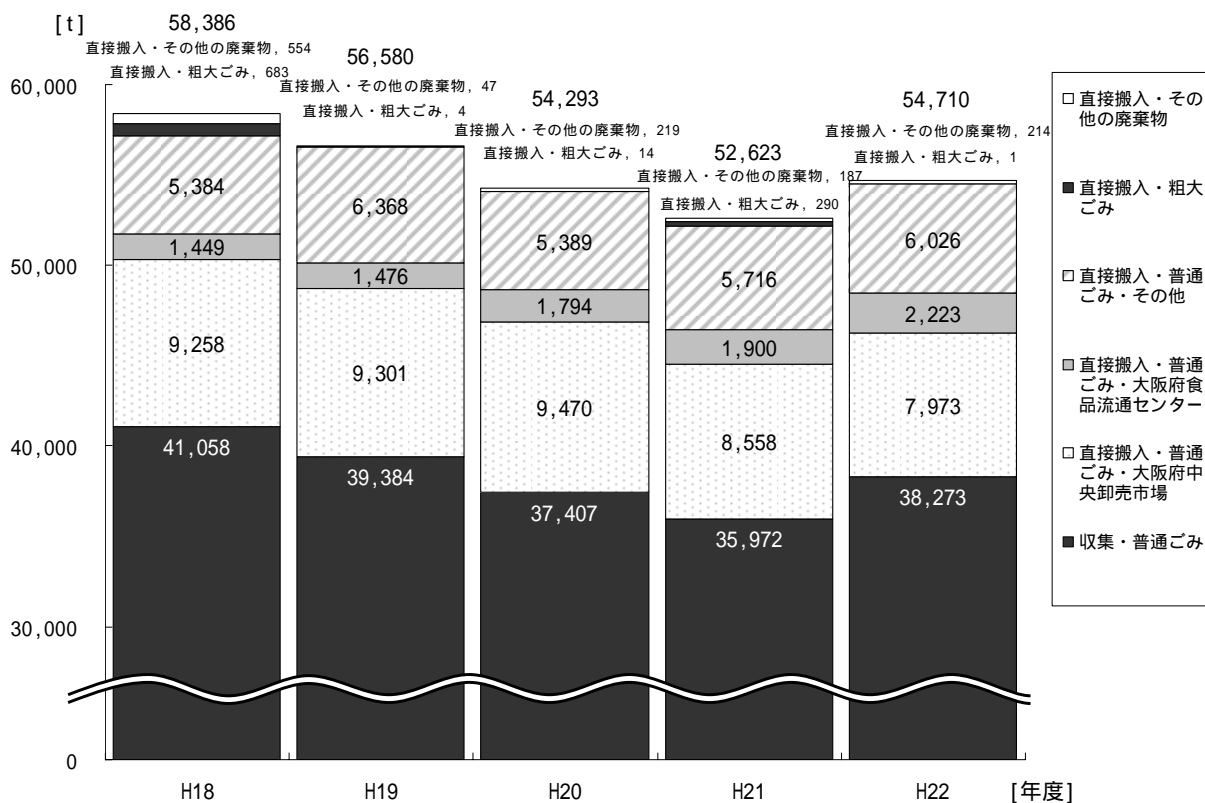
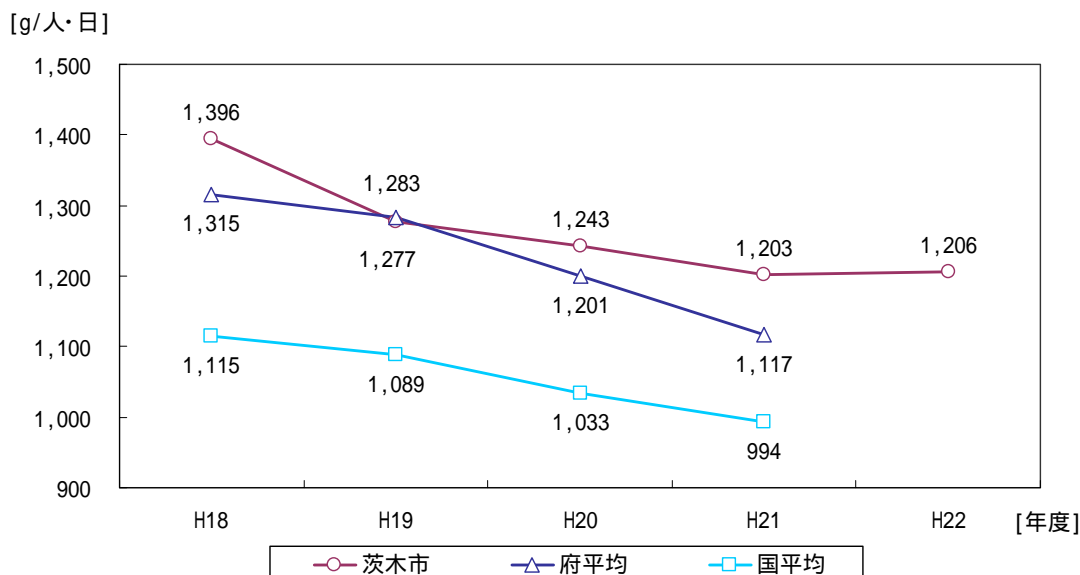


図3-2-4 事業系ごみ排出量の推移

2) 1人1日平均排出量

本市の原単位は、平成18年度の1,396g/人・日をピークに減少し、平成22年度には1,206g/人・日(14%減)となっています。本市の平成21年度の実績値1,203g/人・日は、国平均値994g/人・日、府平均1,117g/人・日を上回っています。

図3-2-5に、原単位の推移を示します。



(資料：府平均、国平均は平成18～21年度環境省一般廃棄物処理実態調査)

図3-2-5 原単位の推移

3) 種類別ごみ排出量の内訳

本市の平成22年度の種類別ごみ排出量は、普通ごみが最も多く99,563 t(82.5%)、次いで集団回収量が10,857 t(9.0%)、粗大ごみが6,932 t(5.7%)、資源物が3,103 t(2.6%)、その他の廃棄物が214 t(0.2%)となっています。

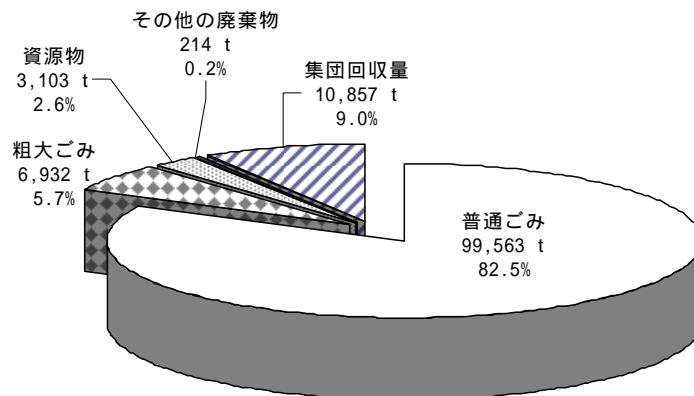


図3-2-6 種類別ごみ排出量 (平成22年度)

3 - 2 - 4 再資源化の実績

1) 再資源化量の推移

本市の再資源化量は、平成19年度をピークに減少し、平成21年度に減少し24,520 tとなり、平成22年度は増加し28,166tとなっています。

図3 - 2 - 7に再資源化量の推移を、表3 - 2 - 2に再資源化量の内訳を示します。

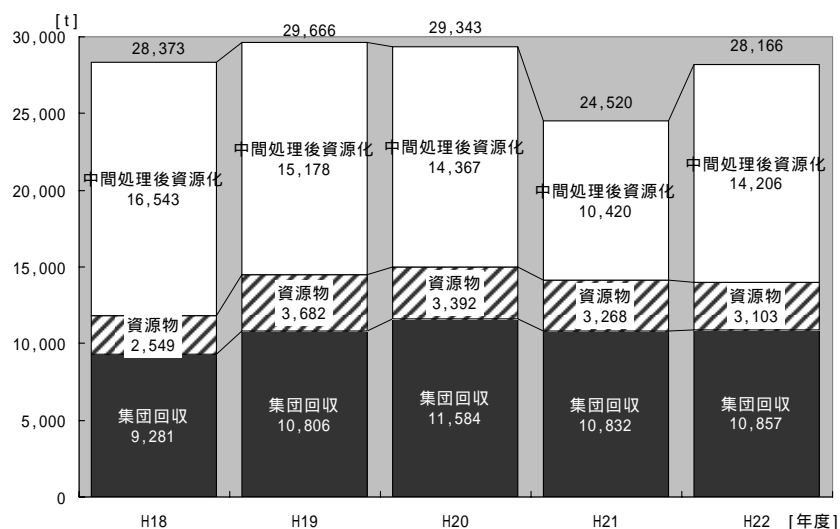


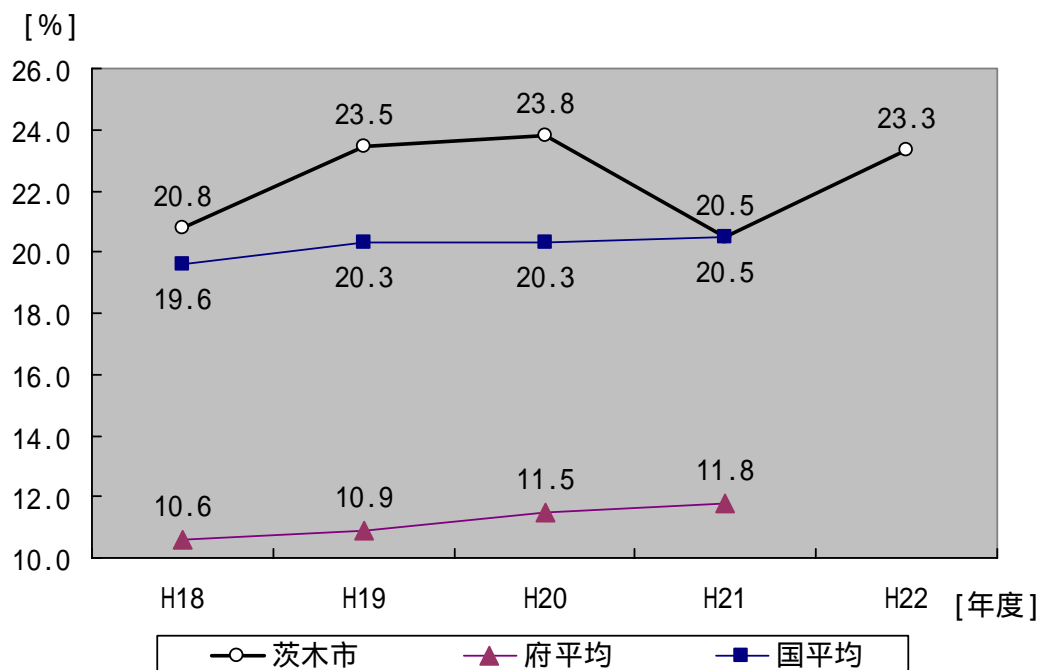
図3 - 2 - 7 再資源化量の推移

表3 - 2 - 2 再資源化量の内訳

区分	年度 単位	H18	H19	H20	H21	H22	
		資源化量	t/年	28,373	29,666	29,343	24,520
集団回収	紙類	t/年	8,949	10,344	11,070	10,279	10,305
	新聞	t/年	6,711	7,558	7,915	7,264	7,295
	雑誌	t/年	1,521	1,738	1,940	1,846	1,841
	段ボール	t/年	693	1,021	1,184	1,139	1,137
	牛乳パック	t/年	24	27	31	30	32
	古布	t/年	227	323	357	352	379
	空き缶	t/年	85	113	139	155	159
	その他	t/年	20	26	18	46	14
	資源物	t/年	2,549	3,682	3,392	3,268	3,103
	中間処理後資源化	焼却残渣	t/年	16,543	15,178	14,367	10,420
鉄分		t/年	4,167	3,319	3,010	2,772	2,957
スラグ		t/年	12,376	11,859	11,357	7,648	11,249
リサイクル率	%	20.8	23.5	23.8	20.5	23.3	

2) リサイクル率の推移

本市の平成21年度のリサイクル率20.5%は、国平均と同値、府平均を8.7ポイント上回っています。



(資料：府平均、国平均は平成18～21年度環境省一般廃棄物処理実態調査)

リサイクル率 = 再資源化量 ÷ ごみ排出量

図3 - 2 - 8 リサイクル率の国平均、府平均との比較

3 - 2 - 5 ごみ質分析結果

本市では、年4回普通ごみのごみ質調査を行っています。

図3 - 2 - 9に普通ごみの種類組成を示します。

ごみの種類組成（平成18年度～平成22年度までの平均値）は、紙・布が52.1%、プラスチック・ビニール類、ゴム・皮革類が25.1%、厨芥類が15.2%、木・竹・わら類の草木系廃棄物が2.7%、不燃物・その他が4.9%を占めています。

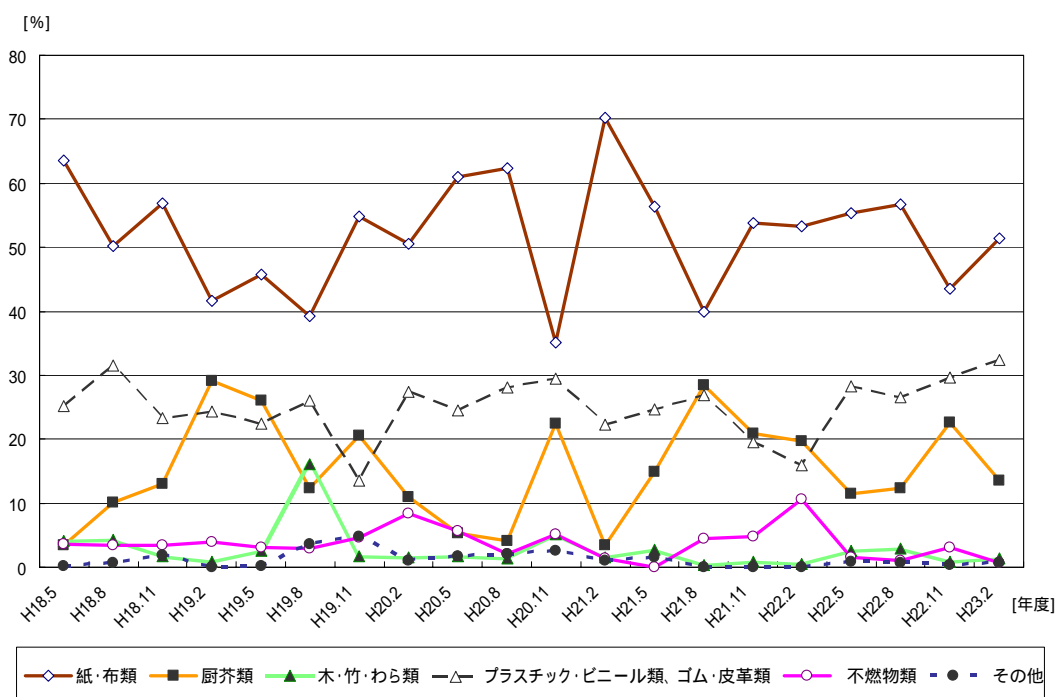


図3 - 2 - 9 普通ごみの種類組成（乾燥重量比）

図3 - 2 - 10に普通ごみの三成分値 1を示します。

三成分値(平成18年度～平成22年度までの平均値)は、水分が40.9%、灰分が7.3%、可燃分51.8%となっています。

図3 - 2 - 11に普通ごみの単位体積重量 2と低位発熱量 3を示します。

単位体積重量と低位発熱量(平成18年度～平成22年度までの平均値)は、131kg/m³、2,435cal/kgとなっています。

- 1 三成分値：ごみの性状を把握するために、普通ごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの
- 2 単位体積重量：普通ごみの単位重量あたりの体積
- 3 低位発熱量：普通ごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの

第3章 ごみ処理基本計画

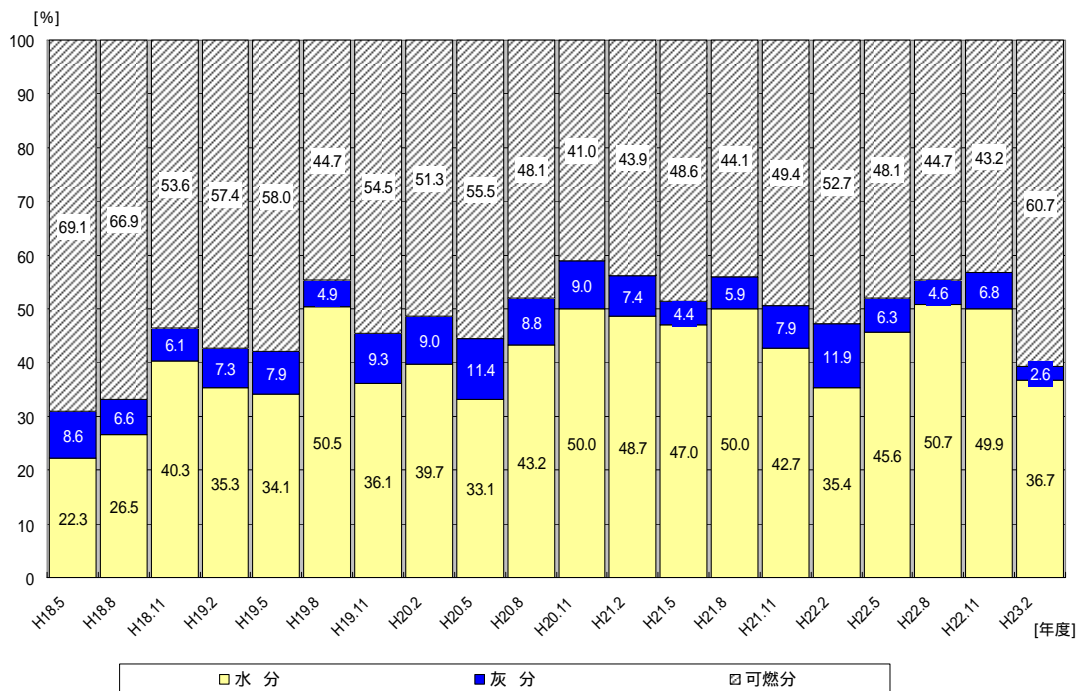


図3 - 2 - 10 普通ごみの三成分値 (重量比)

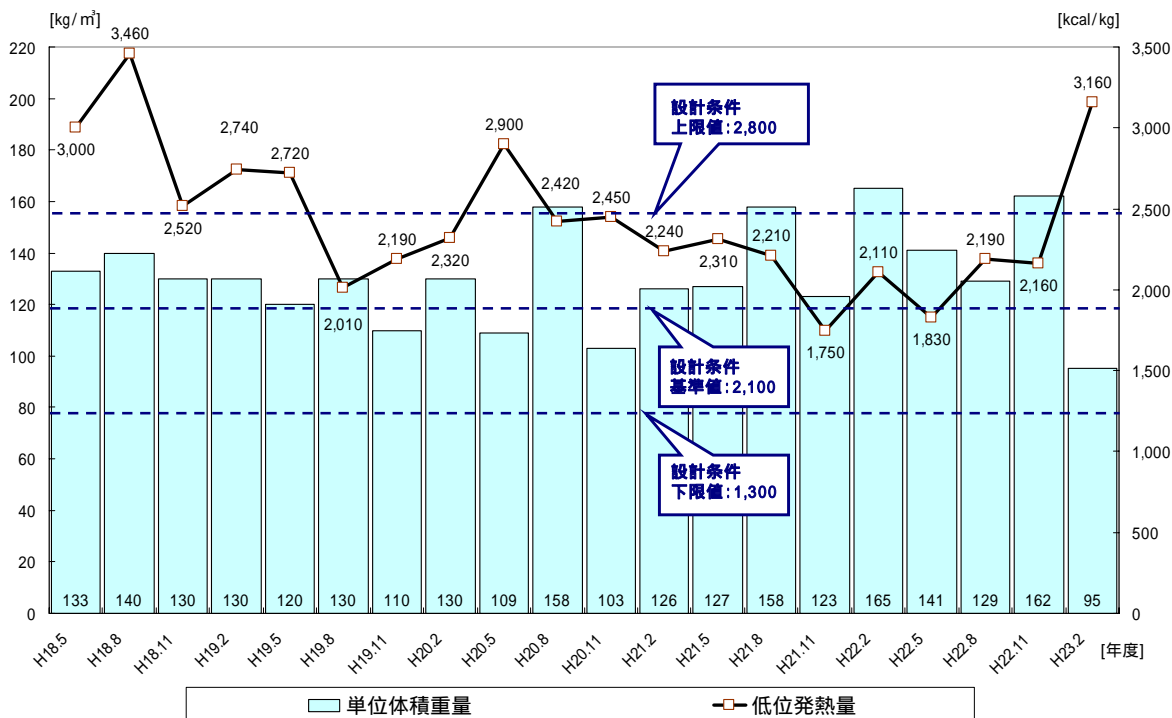


図3 - 2 - 11 普通ごみの単位体積重量と低位発熱量

3 - 2 - 6 収集・運搬の概要

1) 収集・運搬の状況

本市の収集・運搬の状況を表3 - 2 - 3に示します。

収集・運搬区域は、市全域です。

収集・運搬は、直営及び委託により行っています。

表3 - 2 - 3 収集・運搬の状況

分別区分		収集方法	収集回数	
普通ごみ		ステーション方式	週2回	
粗大ごみ		ステーション方式	月2回	
資源物	缶	ステーション方式 店舗などで購入された缶は、購入店舗に設置されている回収ボックスの利用も可能	月2回	
	びん	ステーション方式 店舗などで購入されたびんは、購入店舗に設置されている回収ボックスの利用も可能	月2回	
	ペットボトル	ステーション方式 店舗などで購入されたペットボトルは、購入店舗に設置されている回収ボックスの利用も可能	月2回	
	古紙類	新聞	ステーション方式 拠点回収(市庁舎、北辰出張所、各公民館、各小・中学校など)	月1回 または拠点回収箱
		雑誌	ステーション方式 拠点回収(市庁舎、北辰出張所、各公民館、各小・中学校など)	月1回 または拠点回収箱
		段ボール	ステーション方式 拠点回収(市庁舎、北辰出張所、各公民館、各小・中学校など)	月1回 または拠点回収箱
		紙パック	拠点回収(市庁舎、北辰出張所、各公民館、各小・中学校など)	拠点回収箱
	事業系・一般廃棄物		自己搬入 許可業者収集	- 随時
事業系・産業廃棄物 (木くず・紙くず・繊維くず)		自己搬入	-	

木くず：工作物、新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く

2) 収集・運搬車両

本市の収集・運搬車両の状況を表3-2-4に示します。

本市直営の収集車両台数は30台、総積載量は59tとなっています。委託業者の収集車両台数は39台、総積載量は79t、許可業者の収集車両台数は、45台、総積載量は135tとなっています。

表3-2-4 収集・運搬車両

項目 \ 区分	直営	収集委託	収集許可	合計
収集車両台数[台]	30	39	45	114
総積載量[t]	59	79	135	273
委託・許可件数[件]	-	3	7	10

(資料：平成22年度 環境省一般廃棄物処理実態調査)

3) 収集・運搬量

本市のごみ収集・運搬量を表3-2-5に示します。

収集・運搬量の合計は減少傾向を示し、平成21年度には、92,343 tとなりますが、平成22年度には上昇し、93,375 tとなっています。日平均は、255.8 t/日となっています。

表3-2-5 ごみ収集・運搬量

区分 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22
収集運搬合計[t/年]	109,859	98,427	94,865	92,343	93,375
日平均 [t/日]	301.0	269.7	259.9	253.0	255.8
家庭系ごみ[t/年]	68,801	59,043	57,458	56,371	55,102
普通ごみ[t/年]	57,100	48,228	47,117	46,437	45,068
粗大ごみ[t/年]	9,152	7,133	6,949	6,666	6,931
資源物[t/年]	2,549	3,682	3,392	3,268	3,103
事業系ごみ[t/年]	41,058	39,384	37,407	35,972	38,273
普通ごみ[t/年]	41,058	39,384	37,407	35,972	38,273

3 - 2 - 7 処理の概要

1) 処理の状況

本市の処理の状況を表3 - 2 - 6 に示します。

表3 - 2 - 6 処理の状況

分別区分		中間処理の概要	
普通ごみおよび粗大ごみ		環境衛生センターで溶融処理しています。溶融処理残渣のスラグと鉄分はそれぞれ再資源化し、集塵灰は埋立処理しています。	
資源物	缶	再生資源業者に売却し、再資源化しています。	
	びん	民間処理業者において処理し、再資源化しています。	
	ペットボトル	再生資源業者に売却し、再資源化しています。	
	古紙類	新聞	環境衛生センターにて一時保管し、再生資源業者に売却し、再資源化しています。
		雑誌	環境衛生センターにて一時保管し、再生資源業者に売却し、再資源化しています。
		段ボール	環境衛生センターにて一時保管し、再生資源業者に売却し、再資源化しています。
		紙パック	環境衛生センターにて一時保管し、再生資源業者に売却し、再資源化しています。

2) 中間処理施設

本市の中間処理施設の概要を表3-2-7に示します。

表3-2-7 中間処理施設の概要

区分	ごみ処理施設
名称	茨木市環境衛生センター
所在地	大阪府茨木市東野々宮町14番1号
所管	茨木市
敷地面積	65,000m ²
処理能力	第1工場：150t/24h (150t/24h × 1炉) 第2工場：300t/24h (150t/24h × 2炉)
竣工	第1工場：平成11年3月 (更新) 第2工場：平成8年3月
処理方式	全連続高温溶融炉 (ガス化・高温溶融炉)
主要設備	受入供給設備：ピットアンドクレーン
	燃焼ガス冷却設備：自然循環式廃熱ボイラー
	排ガス処理設備：バグフィルタ、乾式消石灰吹込方式 (脱HCl、Sox)、触媒方式 (脱Nox)
	余熱利用設備：蒸気タービン発電による環境衛生センター内での電力利用、給湯、暖房及び隣接するし尿前処理施設への電力供給。電力会社への売電。
	通風設備：平衡通風方式
	灰出設備：ホッパ式
	排水処理設備：無機排水処理設備、有機排水処理設備により処理し、処理水を下水道へ放流。

3) 中間処理量

(1) 溶融処理量

本市の溶融処理量は、平成18年度の124,638tをピークに減少し、平成22年度は106,709t（14%減）となっています。

図3-2-12に溶融処理量の推移を示します。

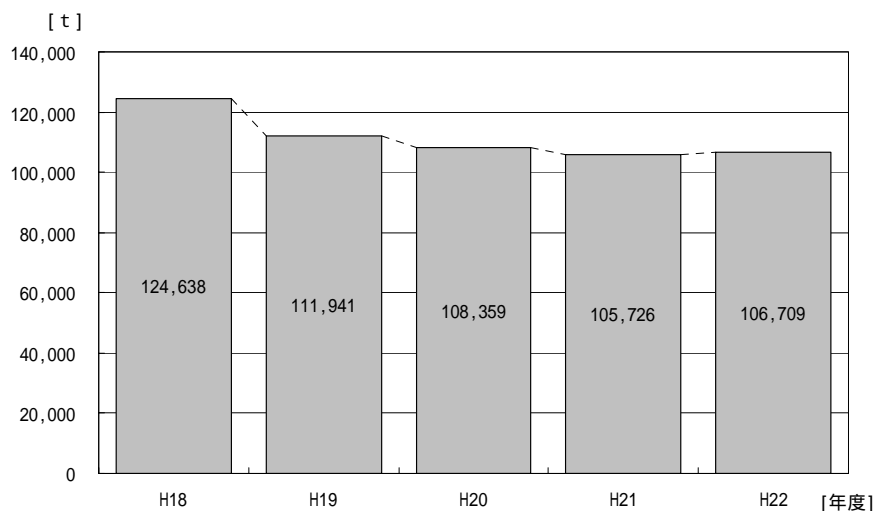


図3-2-12 溶融処理量の推移

(2) 再資源化物の処理量

本市の再資源化物の処理量は平成19年度の3,682 tをピークに減少傾向を示し、平成22年度に3,103t（16%減）となっています。

図3-2-13および表3-2-8に、環境衛生センターにおける再資源化物の処理量の推移を示します。

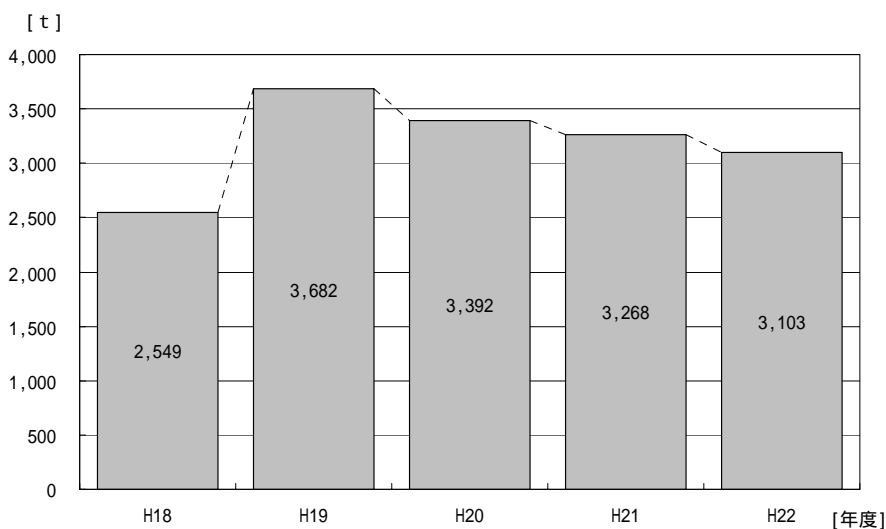


図3-2-13 再資源化物処理量の推移

第3章 ごみ処理基本計画

表3-2-8 再資源化物処理量の推移

区分		年度 単位	H18	H19	H20	H21	H22
搬入量内訳	資源化物処理量	t/年	2,549	3,682	3,392	3,268	3,103
	資源物	t/年	2,326	2,578	2,552	2,483	2,433
	缶類	t/年	728	400	398	366	337
	スチール	t/年	614	367	307	289	265
	アルミ	t/年	114	33	91	77	72
	びん類	t/年	1,178	1,530	1,528	1,511	1,499
	無色	t/年	576	609	895	632	636
	茶色	t/年	469	421	474	539	516
	緑色	t/年	0	0	0	0	0
	その他びん	t/年	133	500	159	340	347
	ペットボトル	t/年	420	648	626	606	597
	金属屑等	t/年	90	131	59	140	76
	古紙	t/年	133	973	781	645	537
	木くず	t/年	0	0	0	0	57
	処理後の内訳	資源化物量	t/年	2,461	3,601	3,330	3,333
資源物		t/年	2,238	2,509	2,484	2,545	2,430
金属屑等		t/年	90	131	59	140	76
古紙類		t/年	133	961	787	648	540
牛乳パック		kg/年	5,510	4,070	3,970	3,580	3,530
古新聞		kg/年	72,100	420,940	297,120	221,280	179,010
古雑誌		kg/年	39,830	213,380	190,970	165,940	138,910
段ボール	kg/年	15,390	322,470	294,490	257,250	218,860	

3 - 2 - 8 最終処分の概要

1) 最終処分場の概要

本市では、独自の最終処分場がないため、大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場に埋立処分を行っています。

大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場の概要を表3 - 2 - 9に示します。

表3 - 2 - 9 神戸沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場の概要

区分	内容	
名称	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場
所在地	神戸市東灘区向洋町地先	大阪市此花区北港緑地地先
所管	大阪湾広域臨海環境整備センター	大阪湾広域臨海環境整備センター
処分場面積	88ha	95ha
区画	管理型	管理型
埋立容量	1,500万 m ³	1,400万 m ³

2) 最終処分量

本市の最終処分量は、平成18年度の7,045tをピークに減少傾向を示し、平成22年度に4,991t（29%減）となっています。

最終処分量の推移を図3 - 2 - 14に示します。

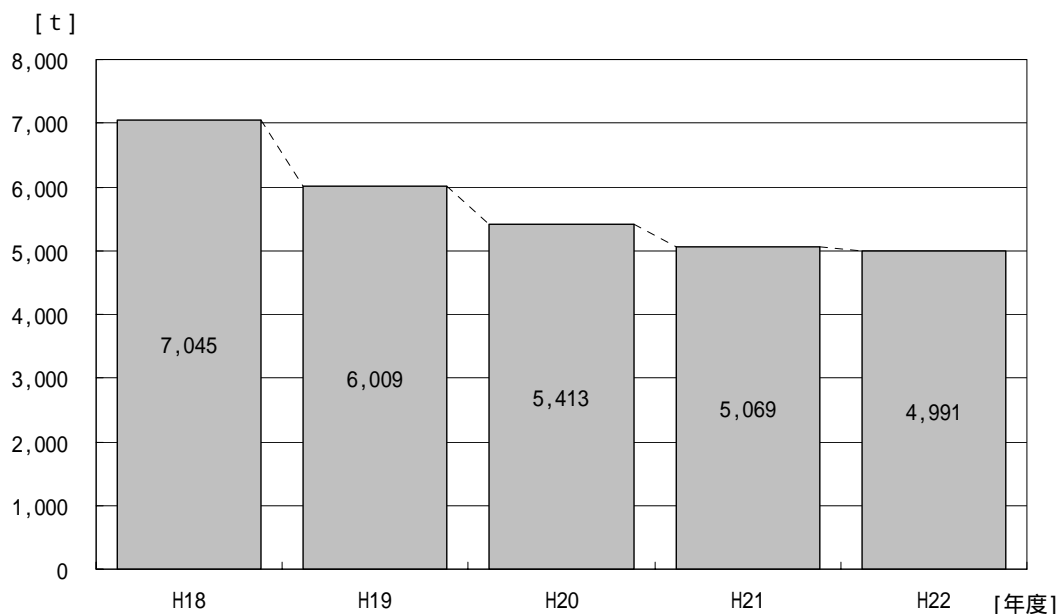


図3 - 2 - 14 最終処分量の推移

3 - 2 - 9 ごみ減量化・再資源化の状況

1) 広報・啓発活動

市民向けに「ごみの分け方と出し方」、「分け方・出し方ガイドブック」等の配布、事業所向けに「事業系廃棄物の正しい処理と減量化・再資源化に御協力ください!」等の配布、広報紙等の配布、ホームページを活用し、ごみの減量化・再資源化のための広報・啓発活動を行っています。

2) 分別の徹底

「ごみの分け方と出し方」、「分け方・出し方ガイドブック」の作成・配布、ごみ集積場所への啓発ポスターの掲示を通じて、市民へごみの正しい分別方法や収集日の周知徹底を図っています。

3) 廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員制度は、「ごみの減量化と再資源化」の諸施策の推進を図るため、地域に密着したリーダー役として、平成6年に発足しました。

【廃棄物減量等推進員の役割】

1. 地域住民と市とのパイプ役としての役割。
2. 地域住民の方が、「ごみの分け方と出し方」に沿って、ごみと資源物について正しく認識し、日々、適正に排出することができるよう啓発し、新しい情報等を地域全体へ広く浸透させていく役割。
3. その他、市の減量施策へ協力。

4) 環境教育・学習

市では、関心と理解を深めてもらうため、茨木市生涯学習出前講座「ごみの減量化とリサイクルについて」を市民や学校等の申込を受け、現地に出向き講座を開催しています。

また、環境衛生センターの見学会や、パッカー車の説明・分別したごみを投入する体験等、市民や学校等の申込を受け実体験を通した環境学習の機会を設けています。

5) 生ごみ処理容器等購入補助金

家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、コンポスト類及び電気式生ごみ処理機を購入・設置されるかたに、購入費の一部を補助しています。補助対象は、市内に居住され、コンポスト容器等・家庭用生ごみ処理機を市内に設置される方です。

表3-2-10に補助金についての内容を示します。

表3-2-10 補助金

容器	補助金	補助基数
電気式	購入額の2分の1 上限20,000円	5年以内に、1世帯あたり、1基まで
コンポスト容器等 (電気を使わないもの)	1基につき 購入額の2分の1 上限5,000円	5年以内に、1世帯あたり、2基まで

6) 再生資源集団回収報奨金

ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体に対し、活動に必要な資材の購入やその他活動費用の一部として報奨金を支給しています。

年間(1月から12月)回収回数が10回以上であり、かつ年間回収量が1トン以上の場合、回収量に応じて20,000円から75,000円の報奨金を支給します。

表3-2-11 年間回収量別の報奨金額(1月から12月の1年間)

年間回収量	報奨金額
1トン以上~2トン未満	20,000円
2トン以上~4トン未満	23,000円
4トン以上~6トン未満	26,000円
6トン以上~8トン未満	30,000円
8トン以上~10トン未満	34,000円
10トン以上~13トン未満	38,000円
13トン以上~16トン未満	42,000円
16トン以上~20トン未満	46,000円
20トン以上~25トン未満	50,000円
25トン以上~30トン未満	54,000円
30トン以上~35トン未満	58,000円
35トン以上~40トン未満	62,000円
40トン以上~45トン未満	66,000円
45トン以上~50トン未満	70,000円
50トン以上	75,000円

7) エコショップ

ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを宣言した小売店（一般商店、商店街、小売市場、スーパー、コンビニエンスストア等）を登録します。登録店には、店頭に掲示するためのステッカーを配布しています。



1. 包装紙・袋等の簡素化など簡易包装の推進
2. 紙・プラスチック等の使い捨て容器を使用した製品の販売の自粛
3. 空き缶、びん等不用となった容器の回収
4. 再生品を使用したエコマーク商品の販売
5. 広告チラシ、事務用紙等紙の使用量の抑制
6. 再生紙等再生品の利用促進
7. 販売品の修理サービスへの積極的な取り組み
8. 地域集団回収への協力
9. 消費者に対し、ごみの減量化・リサイクルの呼びかけをしている
10. そのほか、店の創意工夫によるごみ減量化・リサイクルの推進

8) 拠点回収

平成3年度より牛乳パックの回収、平成10年度より古紙(新聞、雑誌、段ボール)の拠点回収を実施しています。牛乳パック及び古紙の回収箱を市庁舎、北辰出張所、各公民館、各小・中学校などに設置しています。

3 - 2 - 10 類似自治体との比較検討

1) 類似自治体との比較

ごみ処理状況についての類似自治体¹(40自治体)との比較を図3-2-15に示します。本データは環境省平成21年度廃棄物処理事業実態調査に基づきます。

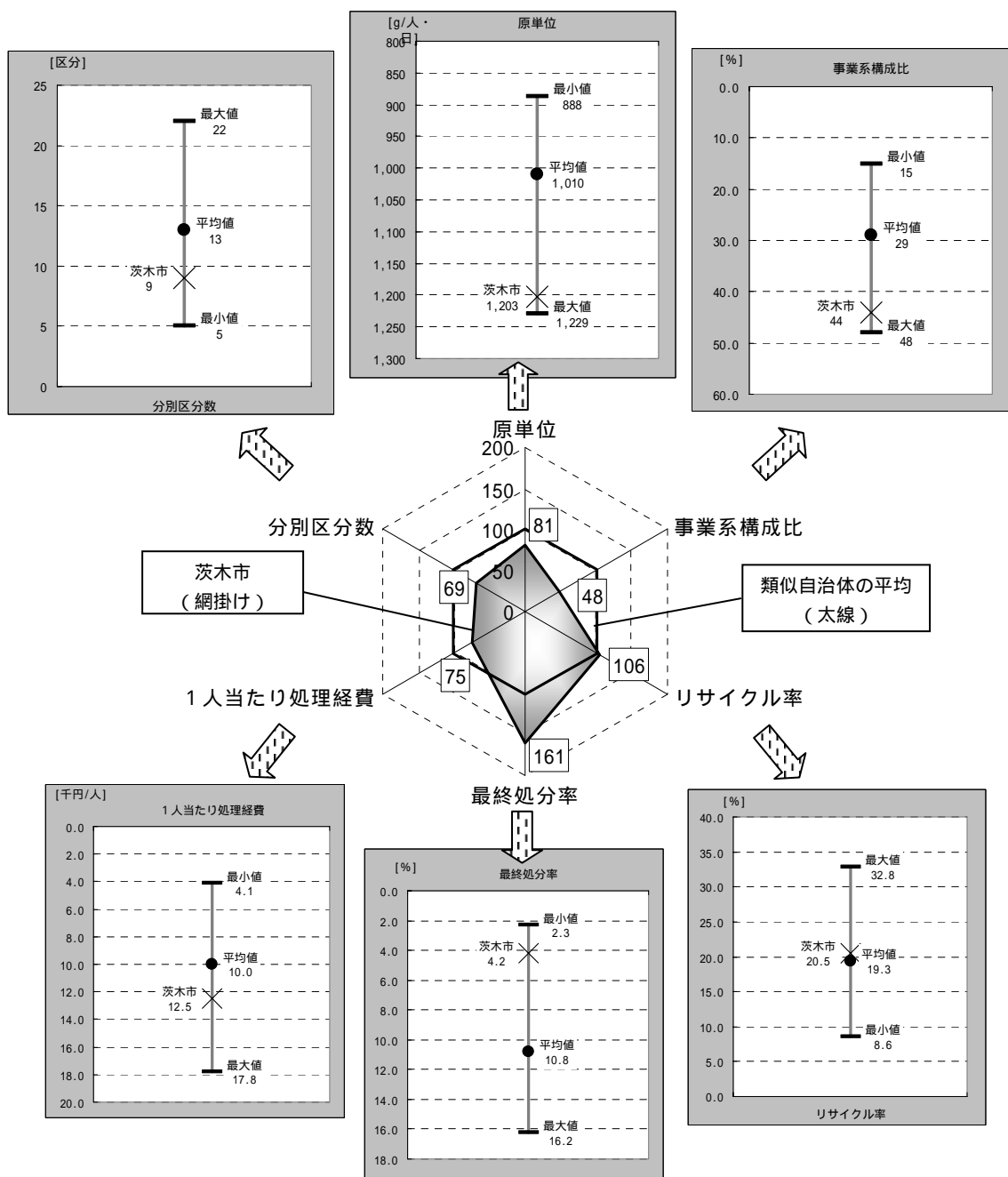


図3-2-15 類似自治体との比較 (平成21年度)

1 類似自治体: 財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもの

2) 国、府、類似自治体との比較

(1) 原単位

本市のごみ排出量及び原単位は、減少傾向を示していますが、平成21年度の原単位1,203g/人・日は、国(994g/人・日)、府(1,117g/人・日)、類似自治体の平均値1,010g/人・日を上回っています。(図3-2-3、図3-2-15参照)

その主な要因は、本市には、大阪府中央卸売市場及び大阪府食品流通センターがあり、ごみ排出量の約1割を占めていることが考えられます。

(2) 事業系ごみの比率

本市のごみの特徴として、事業系ごみの占める割合が比較的高く(44%)、ごみ排出量に占める事業系ごみの割合は、国平均(29%)、府平均(42%)、類似自治体平均(29%)を上回っています。

事業系ごみの割合が高い要因として、大阪府中央卸売市場及び大阪府食品流通センターから搬入されるごみ量が多く、事業系ごみの約2割を占めていることが主な要因と考えられます。(図3-2-3、図3-2-15参照)

(3) リサイクル率

本市の平成21年度のリサイクル率は、20.5%となっており、国平均(20.5%)と同値であり、府平均(11.8%)を上回り、さらに類似自治体平均(19.3%)を上回っています。(図3-2-8、図3-2-15参照)

平成22年度の再資源化量のうち約50%(溶融残渣 14,206t/再資源化量 28,166t)が溶融残渣の再資源化量となっており、残りの約50%が資源物量と集団回収量の再資源化量((資源物量3,103t + 集団回収量10,857t)/再資源化量 28,166t)となっています。(図3-2-7、表3-2-2参照)

(4) 最終処分率

本市の最終処分率は、4.2%で、類似自治体の平均値10.8%を下回っています。

(5) 1人当たりの年間処理経費（処理及び維持管理費）

本市の1人当たり処理経費（処理及び維持管理費）は、12.5千円で類似自治体の平均値10.0千円を上回っています。

(6) 分別区分数

本市の分別区分数は9区分で、類似自治体の平均値13区分を下回っています。

3 - 2 - 1 1 課題の整理

課題1 ごみ減量化を推進する

家庭系ごみ原単位は、ごみ袋の透明化・資源物の品目別収集・古紙類の収集等の取り組みにより、減少しており、努力目標値を達成しています。また、事業系ごみ量も減少傾向を示しておりましたが、平成22年度は増加に転じています。

家庭系ごみに対するごみの減量化・再資源化の対策を継続するとともに、事業系ごみ対策を強化し、自主的なごみの減量化・再資源化に対する行動を喚起していくことが課題となります。

課題2 ごみの再資源化を推進する

集団回収量、資源物量は増加傾向にありましたが、集団回収量は平成21年度からほぼ横ばいで推移し、資源物量は平成20年度から減少傾向にあります。

普通ごみ・粗大ごみには、資源物が含まれており、リサイクル率の向上を図るために、集団回収の活性化、排出段階における分別徹底を推進することが課題となります。

課題3 事業系ごみ対策を推進する

事業系ごみ量は、減少傾向を示しておりましたが平成22年度に増加に転じています。許可業者の契約数の増加などにより収集量が約2,300tの増加となっています。

また、大阪府中央卸売市場のごみ量は減少傾向にあるものの約8,000 t (H22)の排出、大阪府食品流通センターのごみ量は約2,200 t (H22)になっており増加傾向にあります。

自己搬入量は6,000 t 前後で推移しています。

事業系ごみは排出者責任で処理・再資源化することが原則であることから、多量排出事業所や個々の事業者への対策強化と事業系ごみの減量化・再資源化の取り組みを推進し、更なる削減を図ることが課題となっています。

課題4 収集・運搬を効率的・効果的に行う

ごみの収集運搬は、直営及び委託で行っています。再資源化を推進するために分別区分数や収集回数等、取り組みの変更が生じた場合でも柔軟に迅速に対応できるよう体制の整備を推進する必要があります。

課題5 安全で安定した処理を行う

安全かつ安定した処理を継続するために、可能な限り処理量の抑制を図る必要があります。茨木市環境衛生センターは、経年的老朽化の進行等により、能力低下が懸念されます。将来にわたって施設を活かしていくために適正な維持管理と計画的な整備補修を継続していく必要があります。

課題6 処分量の削減を推進する

本市では、集塵灰固化物を大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分をしています。ごみの減量化、再資源化を推進し、処分量を削減することにより、最終処分場の延命化を図る必要があります。

3 - 3 旧計画の目標値との比較

3 - 3 - 1 旧計画の目標値と実績値の比較

旧一般廃棄物処理基本計画の目標値と実績値の比較を以下に示します。

表 3 - 3 - 1 旧計画の目標値との比較

区分	年度	旧基本計画の 基準年度	旧基本計画の 努力目標年度	H22実績
		H12	H22	
家庭系ごみ (資源物量、集団回収量 を除いた一人一日当たり の量)		744.1 g / 人・日	595.3 g / 人・日	519.6 g / 人・日
	対H12	-	20%削減	30%削減
		-	-148.8 g / 人・日	-224.5 g / 人・日
事業系ごみ		61,364 t / 年	49,091 t / 年	54,710 t / 年
	対H12	-	20%削減	11%削減
		-	-12,273t / 年	-6,654t / 年

表 3 - 3 - 1 補足 旧計画の人口計画値との比較

区分	年度	旧基本計画の 基準年度	旧基本計画の 目標年度	H22実績
		H12	H22	
人口		260,159 人	270,987 人	274,194 人
	対H12	-	4%増加	5%増加
		-	10,828 人	14,035 人

第3章 ごみ処理基本計画

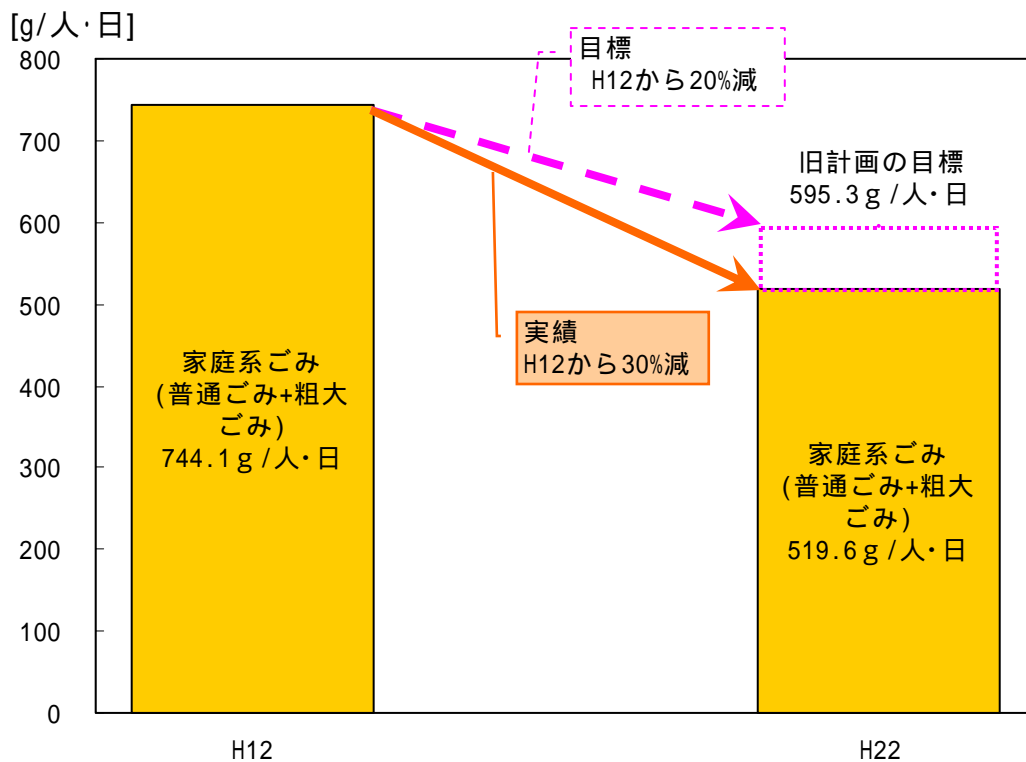


図3 - 3 - 1 家庭系ごみ減量目標と実績

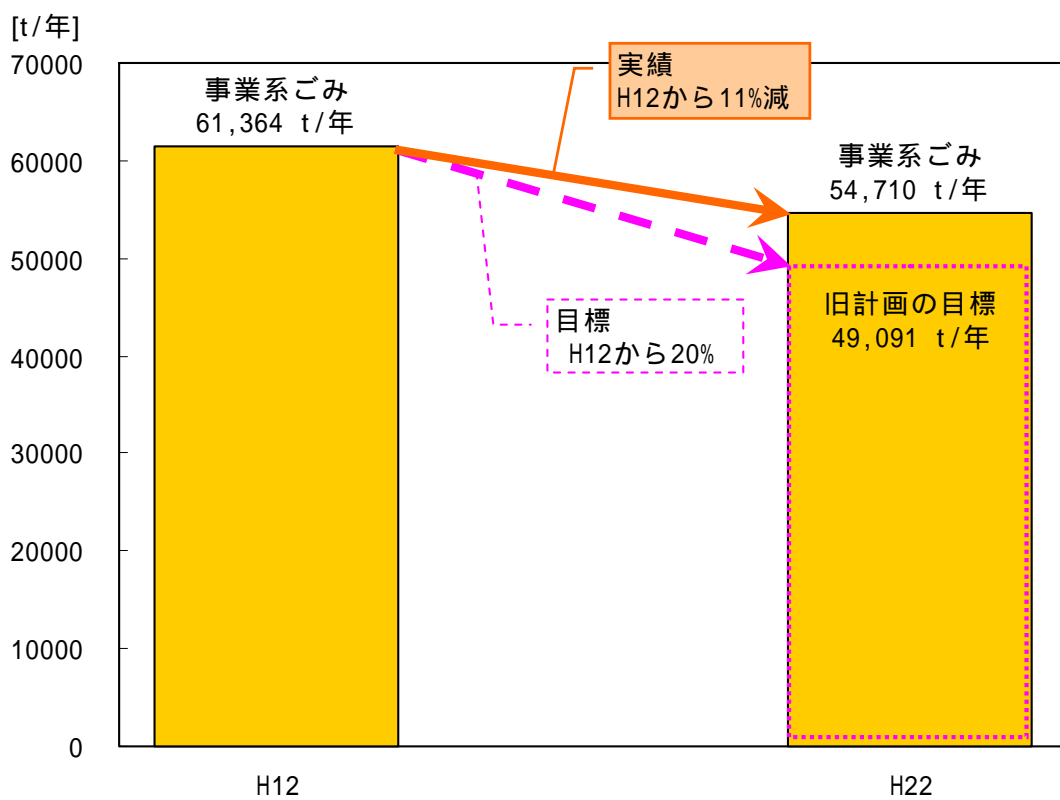


図3 - 3 - 2 事業系ごみ減量目標と実績

3 - 3 - 2 取り組みの達成状況

既計画で示した取り組みについて達成状況を表3 - 3 - 1に示します。

ごみ袋の透明化、資源物の品目別収集等、既の実施し、一定の効果を示している取り組みがありますが、解決しなければならない課題があり、着手できていない取り組みもあります。目標を達成するために、必要な見直しを行い、今後の取り組みを定めていきます。

表3-3-2 計画の主要な取り組みの現状と達成状況(その1)

年度	H17	18	19	20	21	22	~ 27	達成状況	内容	
減量目標	ごみ処理基本計画策定 具体的実施施策の検討					努力目標年度 20%削減				
現状の課題・ 問題点の改善	情報発信基地の整備		情報発信基地整備の検討・決定		整備	稼働		未実施	x ・整備については、現在の経済状況等から一時凍結。	
広報活動・情報提供体制 整備の充実・改善	ごみ減量関連 HPの作成	HPの作成	運営開始					実施	・ホームページのトピックスや課のサイトで必要に応じて情報発信をしている。 ・ホームページに廃棄物減量等推進員へ配布している「推進員ニュース」を掲載し、2ヶ月に1回更新している。	
	広報誌の内容充実	【具体的な充実内容はごみ減量目標達成に向けての各項目を参照】							実施	・広報誌で毎月ごみに関連する記事を掲載している。また、広報誌の特集やトピックスへ随時掲載している。
減量目標達成 に向けて	なぜごみを分別しなければならぬのか についての啓発	広報誌での市の現状・方針をPR	市の現状、方針PRの継続、実施施策の結果を公表						実施	・広報誌、ホームページの掲載及び審議会で公表している。
1. 家庭系ごみ対策 step 1 分別の徹底		分別徹底・品目変更 透明袋化実施についての広報	広報の継続						実施	・広報誌、ホームページの掲載及び地域説明会を開催する等して啓発を行っている。
	分別区分の見直し、 分別パンフレットの見直し、改訂	分別区分の見直し、 分別パンフレットの見直し・改訂	全戸配布開始						実施	・ごみの分け方と出し方、ごみと資源物の分け方・出し方ガイドブック(H19、H22)等を作成し、全戸配布している。
	地域説明会等の開始	分別の徹底・品目の 変更、透明袋化実施の 地域説明会開催	説明会の継続						実施	・地域説明会を開催して理解と協力を求めた。
			地域のステーション管理体制の構築						実施	・自治会との連携によるステーション管理を推進している。
	資源化品目の追加 古紙類の収集	収集実施体制の確立 モデル地区実施	分別収集開始						実施	・平成19年度より実施。
	・資源化品目収集方法 の見直し ・ビン・缶・ペットボ トルの別途収集	収集実施体制の確立 モデル地区実施	分別収集開始						実施	・平成19年度より実施。
	ごみ袋の透明袋化	ごみ袋仕様等の 詳細決定 ・業者への通知	透明袋による収集開始						実施	・平成19年度より実施。
	粗大ごみの 戸別収集実施			収集実施体制の検討	収集実施体制の確立 モデル地区実施	戸別収集開始		未実施	x ・粗大ごみの分別収集の見直し等について検討。	

表3-3-2 計画の主要な取り組みの現状と達成状況(その2)

年度	H17	18	19	20	21	22	~ 27	達成状況	内容
step2 資源化の推進	集団回収の推進	広報誌等による 集団回収 実施情報の提供	広報誌による実施情報提供の継続、HPによる実施情報提供の開始					実施	・広報誌、ホームページ等で情報提供をしている。
	拠点回収の推進	広報誌等による 拠点回収 実施情報の提供	広報誌による実施情報提供の継続、HPによる実施情報提供の開始					実施	・ホームページ等で情報提供をしている。
		資源回収箱 設置拠点を 101ヶ所へ増設	要増設地域の確認、更なる増設可能場所の検討					実施	・資源回収箱は現在85箇所となっている。(H23年4月1日現在)
	店頭回収の推進	広報誌等による 店頭回収 実施情報の提供	広報誌による実施情報提供の継続、HPによる実施情報提供の開始					実施	・ホームページのエコショップで情報提供をしている。
未実施店舗への 協力要請							実施	・広報誌、ホームページ、事業系ごみ減量啓発リーフレット等に掲載及び事業者を個別に訪問し、協力要請を行っている。	
step3 減量化の推進	生ごみ減量化の推進	広報誌での生ごみ減量化の広報・啓発					実施	・広報誌、ホームページ等で情報提供をしている。	
		エコクッキング等の 定期的なイベント 開催の検討					実施	・いばらき環境フェア(年1回)でエコクッキングの講座を開催している。	
	買い物袋の持参、 簡易包装・詰め替え 商品購入促進	広報誌等で市の 現状・方針をPR	買い物袋の持参等、生活スタイルの変更をPR					実施	・ホームページで毎月5日を「No!!レジ袋デー~お買い物にはマイバッグ~」として啓発を行っている。 ・10月の3R推進月間の際に、広報誌で啓発を行っている。
	不用品交換制度、 フリーマーケット、 修理店等の利用促進	不用品交換制度の詳細決定					未実施	×	・情報発信基地の整備と同様。
不用品交換制度の実施体制確立					未実施	×	・情報発信基地の整備と同様。		
HP・広報誌による 不用品交換制度実施 のPR					未実施	×	・情報発信基地の整備と同様。		
HPによる不用品交 換情報の提供・収集					実施		・ホームページで、いばらき環境フェア(年1回)で実施するフリーマーケット、ガレージセール、リサイクル家具の抽選の情報提供をしている。 ・ホームページで日本フリーマーケット協会、日本ガレージセール協会を紹介している。		
HPでのフリーマーケット実施情報、修理店情報の提供開始					実施			・ホームページで、いばらき環境フェア(年1回)で実施するフリーマーケット、ガレージセール、リサイクル家具の抽選の情報提供をしている。	
広報誌でのフリーマーケット実施情報、修理店情報の掲載					実施			・広報誌で、いばらき環境フェア(年1回)で実施するフリーマーケット、ガレージセール、リサイクル家具の抽選の情報提供をしている。	

表3-3-2 計画の主要な取り組みの現状と達成状況(その3)

年度	H17	18	19	20	21	22	~ 27	達成状況	内容	
2. 事業系ごみ対策 step 1 減量化の推進	ごみ減量意識の啓発	広報誌等で市の現状・方針をPR	市の現状・方針のPRを継続、実施施策の結果を公表						実施	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページの掲載及び審議会で公表している。 ・事業系ごみ減量マニュアルを作成し、事業者へ配布し啓発を行っている。 ・事業系ごみ減量啓発リーフレットを毎年配布し啓発を行っている。 ・エコショップの認定とPRを推進している。
			事業所への現状今後の方針、説明会の開催	説明会の継続					別の形で実施	
	減量化計画提出の義務化		事業所への減量化計画提出義務化の説明会開催						別の形で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者を個別に訪問し、ごみの減量化と再資源化の指導を行っている。
		関連条例の変更	減量化計画提出義務化の開始、改善・指導の開始						実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度より条例において、月5トン以上の多量排出事業者に対して、事業系一般廃棄物減量計画書の作成、提出及び廃棄物管理責任者の選任、届出を義務化している。
step2 資源化の推進	食品廃棄物の資源化促進		対象事業所への食品廃棄物資源化促進、説明会開催	継続					別の形で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者を戸別に訪問し、食品廃棄物リサイクル法の周知と実践行動について指導を行っている。
			事業所への資源物の分別・資源化推進、説明会開催	説明会の継続					別の形で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者を戸別に訪問し、ごみの減量化、再資源化の指導を行っている。 ・事業系ごみ減量マニュアルを作成し、事業者へ配布し啓発を行っている。 ・エコショップの認定とPRを推進している。
	資源物の分別・資源化の推進	業種別の減量化・資源化マニュアルの検討	業種別の減量化・資源化マニュアルの作成・配布						実施	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別の事業系ごみ減量マニュアルを作成し、事業者へ配布し啓発を行っている。
			事業系ごみ減量化・資源化相談への対応						実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者訪問、相談において対応している。
			家庭系ごみ透明袋化に伴う透明袋による排出開始						実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に許可業者経由でごみ袋透明化の周知を行っている。 ・ごみ減量啓発リーフレット、事業系ごみ減量マニュアルで啓発を行っている。
			事業系古紙類回収方法の検討又は市の処理施設への資源物持込・搬入拒否						実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市の処理施設への資源物持込・搬入拒否を行い、指導を行っている。
	許可業者等搬入車輛への搬入物展開検査の実施						実施	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生センターに資源物回収箱を設けて再資源化している。 ・環境衛生センターで展開検査を定期的に行っている。 		

3 - 4 ごみ処理の基本方針

3 - 4 - 1 基本理念

今日、私たちの社会は大量の天然資源を投入することにより利便性が向上し、身の回りに物があふれ、古い物・必要のない物は、まだ使えるものであっても“ごみ”として捨てられるなど、物を大切にすることが薄れ、“捨てる”ことが日常生活において当たり前になってきています。本市のごみ排出量は減少傾向を示しているものの約12万tものごみが排出されています。

これは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから、今だ脱却できずにいるため、地球温暖化や資源枯渇など地球規模の環境問題を解決するための取り組みをより一層推進する必要があります。

こうしたことから茨木市一般廃棄物処理基本計画の見直しにあたっては、既計画の考え方を引き継ぎ、次の世代に良好な環境を引き継いでいくため、可能な限り“ごみ”の発生を抑制し、再利用できるものは利用し、さらに処理する過程で回収できるエネルギーは有効に利用していく「循環型社会の形成」を基本理念とします。

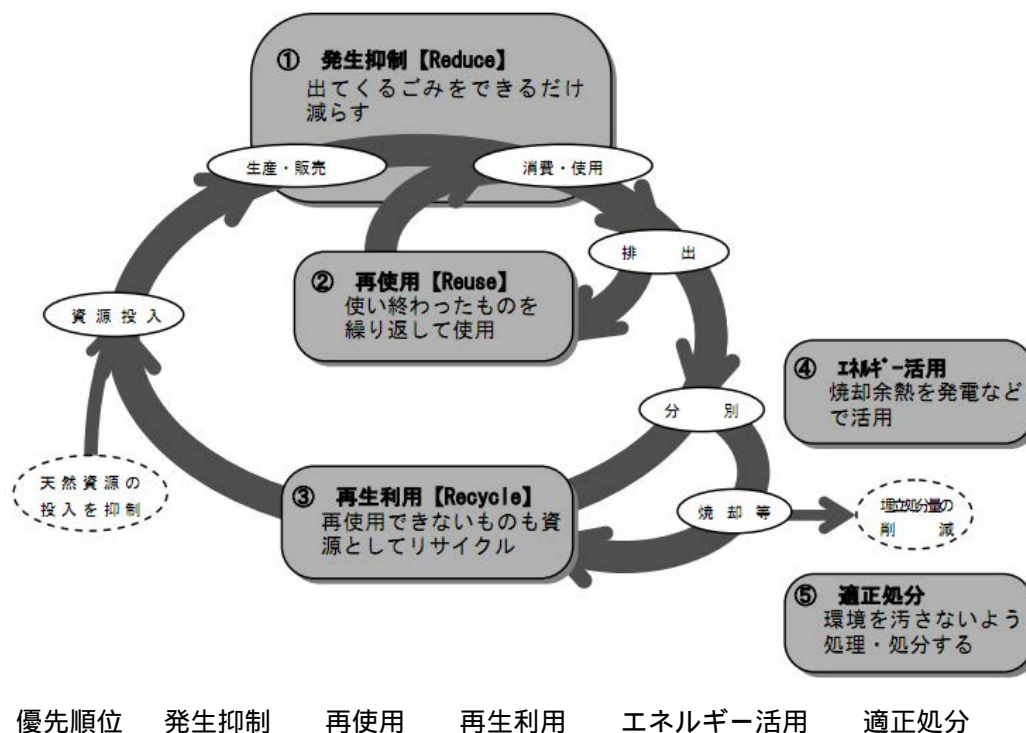


図3 - 4 - 1 循環型社会のイメージ

3 - 4 - 2 基本目標

市民・事業者・市が、ごみの減量化・再資源化に努めてきた結果、家庭からのごみ排出量は大幅に減少し、減量目標を達成しました。

しかし、家庭系ごみについては平成27年度の行政区域内人口が28万人へ増加することが見込まれること、また、事業系ごみについては、緩やかに減少しているものの目標を達成していないことから、今後さらなるごみの減量化・再資源化の施策が必要です。

私たちの暮らしの中で毎日排出される“ごみ”は、生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、分別収集と溶融処理などにより安全かつ安定的に処理されていますが、さらなるごみの減量とリサイクルの推進が重要となっています。

このような状況・課題を踏まえ、「循環型社会の形成」を目指し、市民・事業者・市がそれぞれ役割を担い、ともに協力しあうことを念頭に置き、「みんなでつくる資源循環都市 いばらき」を基本目標とします。

<<基本目標>>

【みんなでつくる資源循環都市 いばらき】

市民は

できることから始めることで、ごみを減らしてリサイクル！
日々の生活から未来につながる資源循環社会を目指します。

事業者は

事業活動に伴うごみの減量・リサイクルは事業者の責務。
排出者責任の再認識と資源循環を意識した事業展開により、未来につながる資源循環社会を目指します。

市は

創意工夫をこらして、市民・事業者・市をリサイクルの環でつなぎ、
環境への配慮と事業効率の向上により、未来につながる全員参加型の資源循環社会を実現します。

3 - 4 - 3 基本方針

「みんなで作る資源循環都市 いばらき」実現のためには、各々がこれまでのライフスタイルを見直すとともに、処理・処分を軸としたごみ処理体制もあらためて考え直さなければなりません。

市は、ごみの減量化・再資源化についての施策を率先して実施するとともに、市民・事業者に対しては広報等により、ごみの減量化・再資源化、分別収集の徹底、生活様式の転換を促し、さらに排出されたごみの減量化・再資源化するために適した処理施設、処理体制の整備・維持管理を進め、その他運搬等事業の効率化を検討します。

これらにより、市民・事業者・市のそれぞれが問題解決への役割を担い、相互に協力し、連携をより一層強化していくことにより、ごみのリサイクルシステムを構築していきます。

【基本方針】

市民・事業者・市、3者の役割分担と相互協力の強化

- ・家庭系ごみの減量化・再資源化
- ・事業系ごみの減量化・再資源化
- ・環境に配慮した適正なごみ処理体制の整備

3 - 4 - 4 各主体の役割分担

1) 市民の役割

市民は、自らごみの排出者であることを認識し、自らの生活様式を見直すことにより、ごみの減量化・再資源化に努め、市の減量化・再資源化施策に積極的に参加することが求められています。

ごみの発生・排出前段階

- ごみとなるものをできるだけ家に持ち帰らない。
- レンタル等を活用し、買わずにすむものはできるだけ買わない。
- 包装をできるだけ簡易にするように商店に求める。
- 買い物袋を持参する。
- 使い捨て商品の購入を控え、詰め替え用品を購入する。
- 最後まで使い切る。
- 物を大切にし、壊れたものは修理するなどして長く使用する。
- 不用品交換やバザーを活用する。
- 自主的なりサイクル活動を積極的に行う。
- 生ごみのコンポスト化など、適正な自己処理を推進する。
- 地区のリサイクル活動等に積極的に参加・協力する。
- 集団回収活動に協力する。
- 再生品（トイレットペーパー、再生紙ノートなど）を積極的に使用する。
- 環境に負荷をかけない商品をできるだけ選んで買う。
- 市が推進する資源化・減量化施策を理解し協力する。

ごみの排出・収集運搬段階

- ごみの出し方や分別のきまり（ルール）をきちんと守る。
- 自分たちのごみを出すごみ集積場所は自分たちで常にきれいにする。
- 出した後のごみがどのように処理されているか理解する。

2) 事業者の役割

事業者は、自らがごみの排出者であり、その処理に責任があることを認識し、自らの事業活動内容を見直し、ごみの減量化・再資源化に努め、市のごみの減量化・再資源化の施策に積極的に参加しなければなりません。

ごみの発生・排出前段階

ごみ問題の深刻さ、ごみ減量の大切さを認識し、社員教育を始めとして、市民などに対しても積極的にPRする。

簡易包装に積極的に取り組む。

レジ袋の削減方策に努める。

製品の修理・補修体制を充実させる。

自主的なリサイクル活動を積極的に行う。

リサイクル可能なものの回収ルートを確立する。

廃棄まで考えた製品の製造・販売、取扱いに努める。

再生資源を利用した商品ができるだけ使用、製造、加工及び販売する。

環境に負荷をかけない商品の製造、加工、販売に努める。

リサイクルしやすい商品を製造、加工、販売するとともに、分別に役立つ材質表示を行う。

消費者との協力体制づくりを推進する。

市が行うごみ減量事業に積極的に協力する。

ごみの排出・収集運搬段階

適正なごみの保管場所、排出場所を確保する。

ごみの分別・排出・受入れ基準をきちんと守る。

3) 市の役割

市は、市民及び事業者のごみ減量行動が円滑に行われるように、ごみの減量化・再資源化のシステムづくりに積極的に取り組むとともに、環境に配慮した適正なごみ処理を推進します。

ごみの発生・排出前段階

市民・事業者に対するごみの発生抑制やごみの減量化・再資源化のPRや啓発を行う。

国・府などと協力して、事業者に対しごみの発生抑制を働きかける。

児童・生徒等への環境教育を推進する。

市民・事業者への情報提供を推進する。

市民・事業者が参加しやすいごみの減量化・再資源化のシステムの構築を推進する。

新たな資源の分別を推進する。

集団回収、拠点回収など各種リサイクル事業を推進する。

市民団体や事業者の各種活動を支援するとともに、活動が効率良く実施できるための協力体制づくりを行う。

ごみの排出・収集運搬段階

市民・事業者の協力のもと、ごみの排出基準、分別方法等の徹底を図る。

安定的・効率的な収集体制を整備する。

事業系ごみは、事業者自らの責務において、ごみの減量化・再資源化することを基本とし、その啓発と指導の強化に努める。

収集運搬業者の適正搬入について指導を強化するとともに、収集ルートの特化に努める。

ごみの処理・処分段階

中間処理施設・最終処分場を適正に維持管理し、安定的・効率的な処理と延命化を図る。

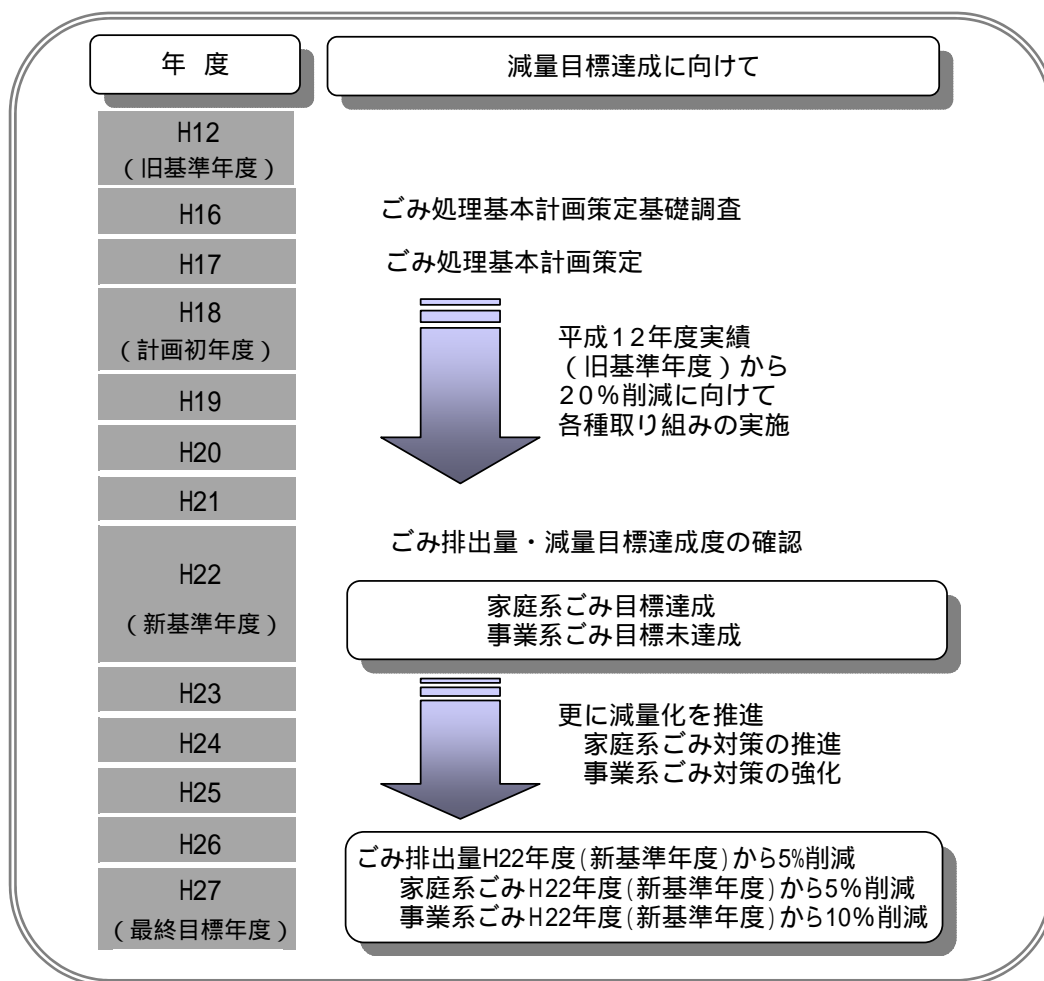
3 - 4 - 5 達成目標等

1) 達成目標の検討・修正

本市減量目標の設定にあたっては、平成18年度から平成22年度までの取り組みの成果を踏まえ検討・修正を行います。

特に事業系ごみについては目標値を達成していないことから、取り組みを強化し目標値の達成を目指します。

家庭系ごみについては、目標値を達成していますが、更なる減量化を目指します。



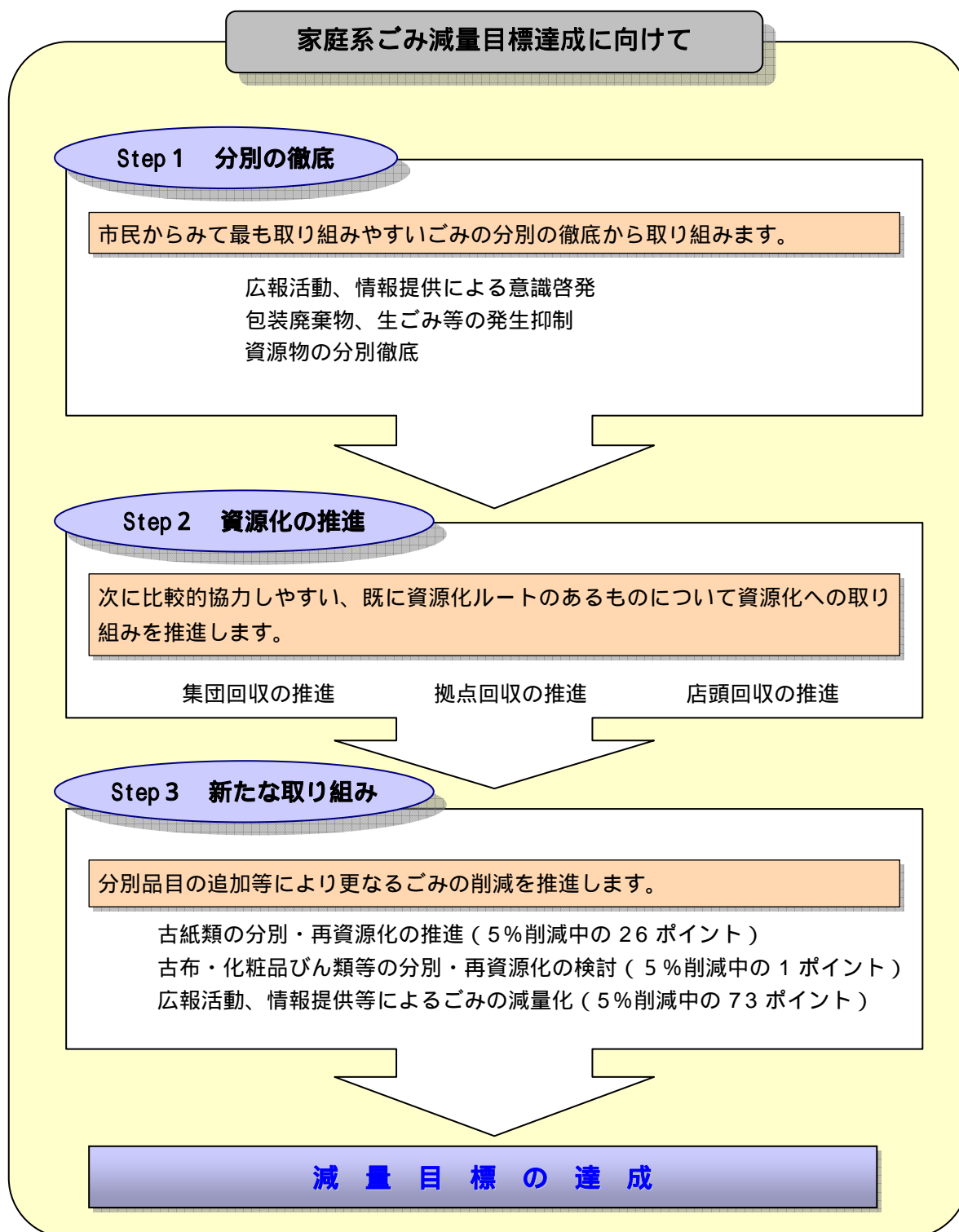
基準年度を平成22年度とすることについて

国のごみ排出量の数値目標は、平成19年度実績に対し、平成27年度において約5%削減することとしています。

しかし、国のごみ排出量の数値目標を適用すると、家庭系ごみについては、すでに数値目標を達成していることから、平成22年度のごみ排出量実績に対し、平成27年度において5%削減することとし、家庭系ごみは平成22年度(新基準年度)から5%削減、事業系ごみは平成22年度(新基準年度)から10%削減としました。(表3 - 4 - 1参照)

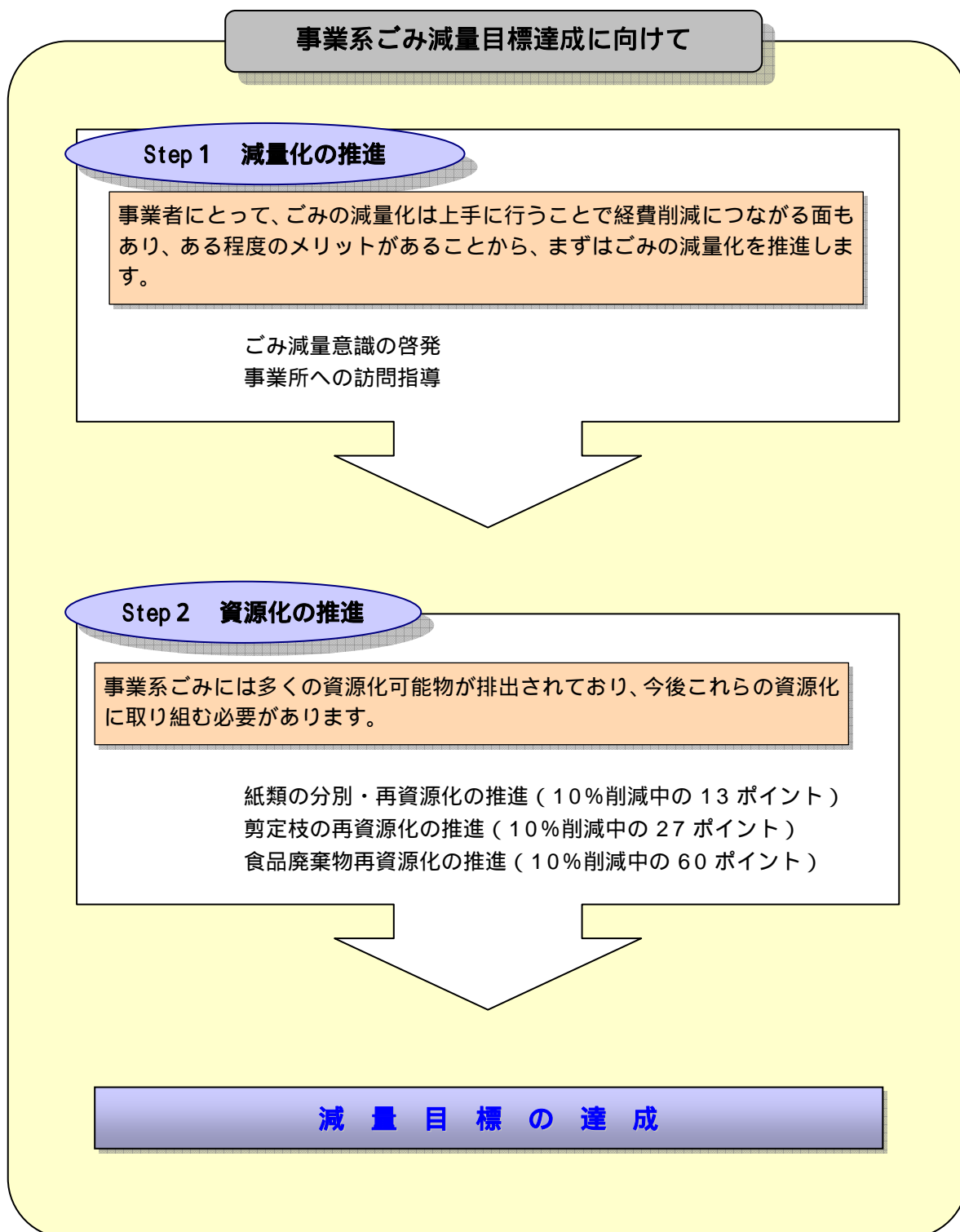
2) 家庭系ごみ減量目標達成に向けての施策展開

家庭系ごみに関しては、これまでの取り組みの継続と新たなごみの減量化・再資源化の取り組みの推進を図ります。



3) 事業系ごみ減量目標達成に向けての施策展開

事業系ごみに関しては、事業所訪問指導の強化、搬入時の指導徹底、展開検査の実施等により自主的なごみの減量化・再資源化、適正処理・処分を促進します。



4) 達成目標

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」、「第2次循環型社会形成推進基本計画」に掲げられた目標との整合を図り表3-4-1に示すとおり達成目標を定めます。

表3-4-1 達成目標

区分	年度	旧基本計画の	国の	新基準年度	基本計画の
		基準年度	基準年度	基準年度	目標年度
		H12実績	H19実績	H22実績	H27
家庭系ごみ (資源物量、集団回収量を除いた一人一日当たりの量)		744.1 g/人・日	560.6 g/人・日	519.6 g/人・日	493.6 g/人・日
	対H12			30%削減	34%削減
				-224.5 g/人・日	-250.5 g/人・日
	対H19			-	12%削減
				-	-67.0 g/人・日
	対H22	-	5%削減		
				-	-26.0 g/人・日
事業系ごみ		61,364 t/年	56,580 t/年	54,710 t/年	49,239 t/年
	対H12			11%削減	20%削減
				-6,654t/年	-12,125 t/年
	対H19			-	13%削減
				-	-7,341 t/年
	対H22	-	10%削減		
				-	-5,471 t/年
ごみ排出量 (家庭系ごみ+事業系ごみ) 資源物量、 集団回収量を含む		142,451 t/年	126,429 t/年	120,669 t/年	114,266 t/年
	対H12			15%削減	20%削減
				-21,782t/年	-28,185 t/年
	対H19			-	10%削減
				-	-12,163 t/年
	対H22	-	5%削減		
				-	-6,403 t/年
再資源化量の見通し (資源化率)		22%	24%	23%	25%
	対H12			1ポイント増加	3ポイント増加
	対H19			-	1ポイント増加
	対H22			-	2ポイント増加
最終処分量の見通し		8,634 t/年	6,009 t/年	4,991 t/年	4,651 t/年
	対H12			42%削減	46%削減
				-3,643t/年	-3,983 t/年
	対H19			-	23%削減
				-	-1,358 t/年
	対H22	-	7%削減		
				-	-340 t/年

5) 家庭系ごみ排出量の見通し

図3-4-2に、家庭系ごみ排出量の見通しを示します。

減量目標達成時の家庭系ごみの原単位は、平成27年度に493.6g/人・日となり、市の基準年度である平成22年度実績の約5%の削減が見込まれます。

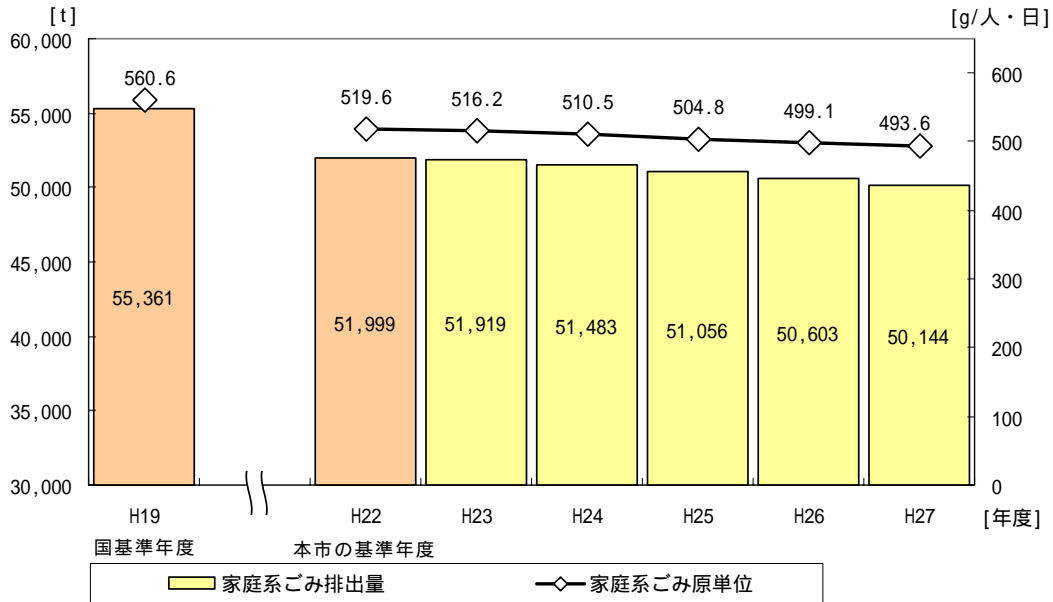


図3-4-2 家庭系ごみ排出量の見通し

6) 事業系ごみ排出量の見通し

図3-4-3に、事業系ごみの排出量の見通しを示します。

減量目標達成時の事業系ごみの排出量は、平成27年度に49,239tとなり、市の基準年度である平成22年度実績の約10%の削減が見込まれます。

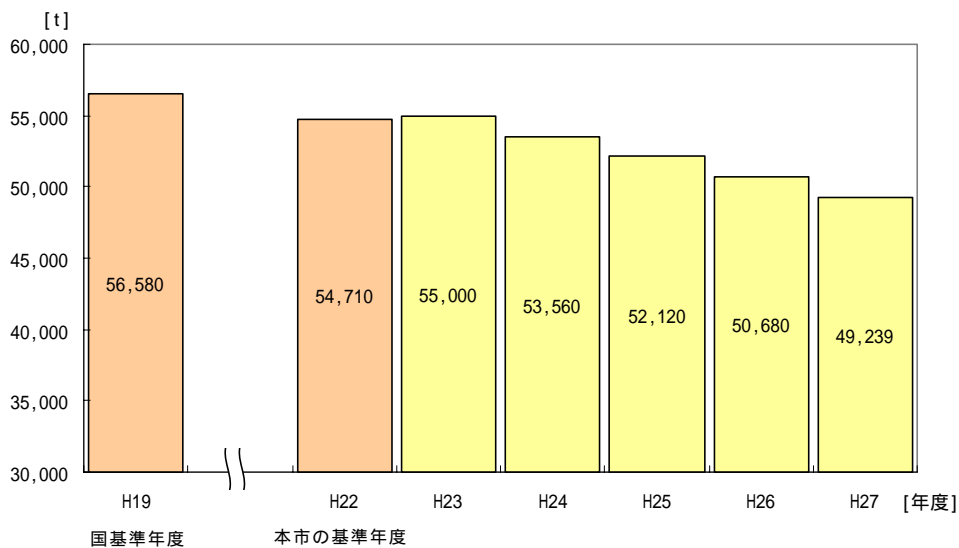


図3-4-3 事業系ごみ排出量の見通し

7) ごみ排出量の見通し

図3-4-4に、ごみ排出量の見通しを示します。

減量目標達成時のごみ排出量は、平成27年度に114,266tとなり、市の基準年度である平成22年度実績の約5%の削減が見込まれます。

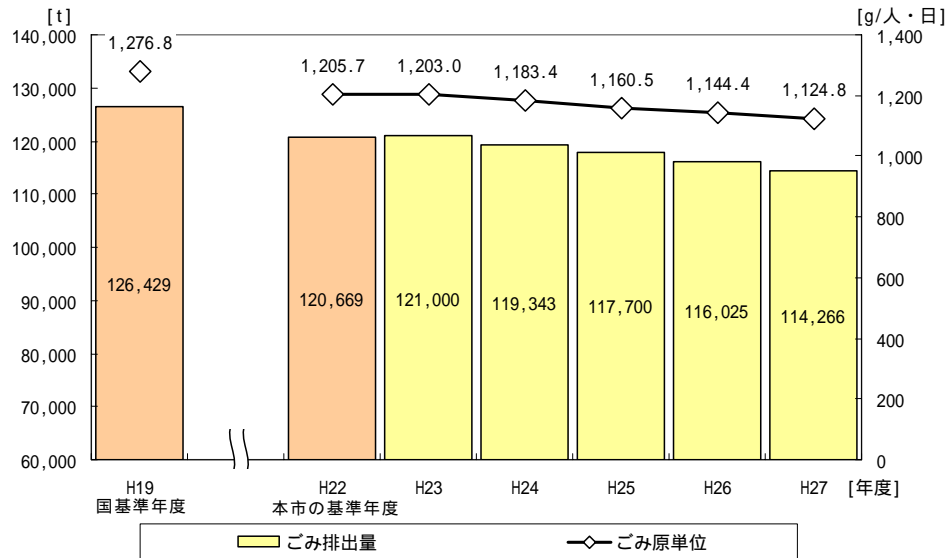


図3-4-4 ごみ排出量の見通し

8) 再資源化量の見通し

図3-4-5に、再資源化量の見通しを示します。

目標達成時の再資源化量の割合は、平成27年度に25%となり、市の基準年度である平成22年度実績の約2ポイントの増加が見込まれます。

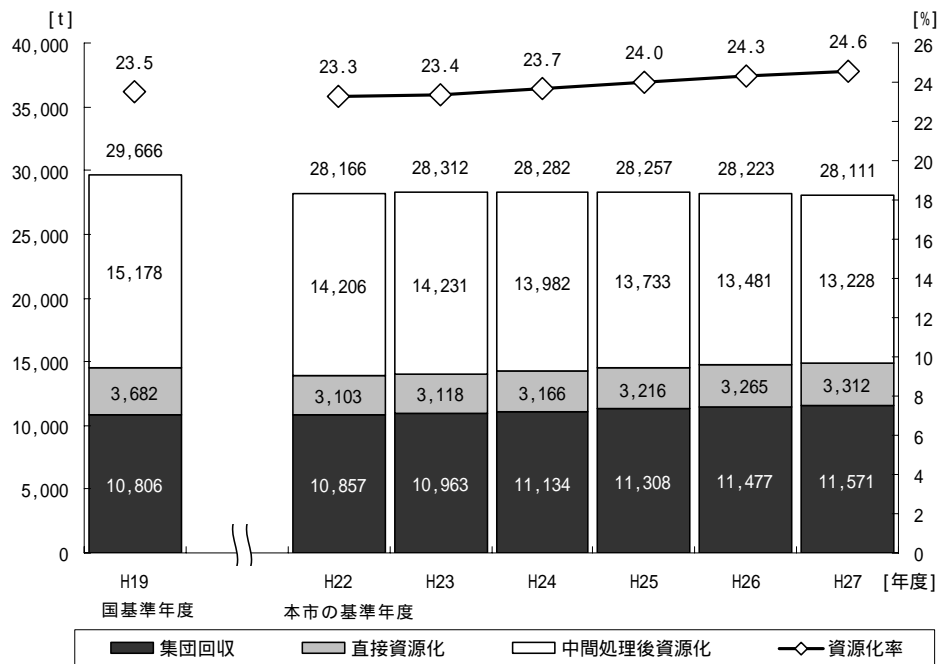


図3-4-5 再資源化量の見通し

9) 最終処分量の見通し

図3-4-6に、最終処分量の見通しを示します。

目標達成時の最終処分量は、平成27年度に4,651 tとなり、市の基準年度である平成22年度実績の約7%の削減が見込まれます。

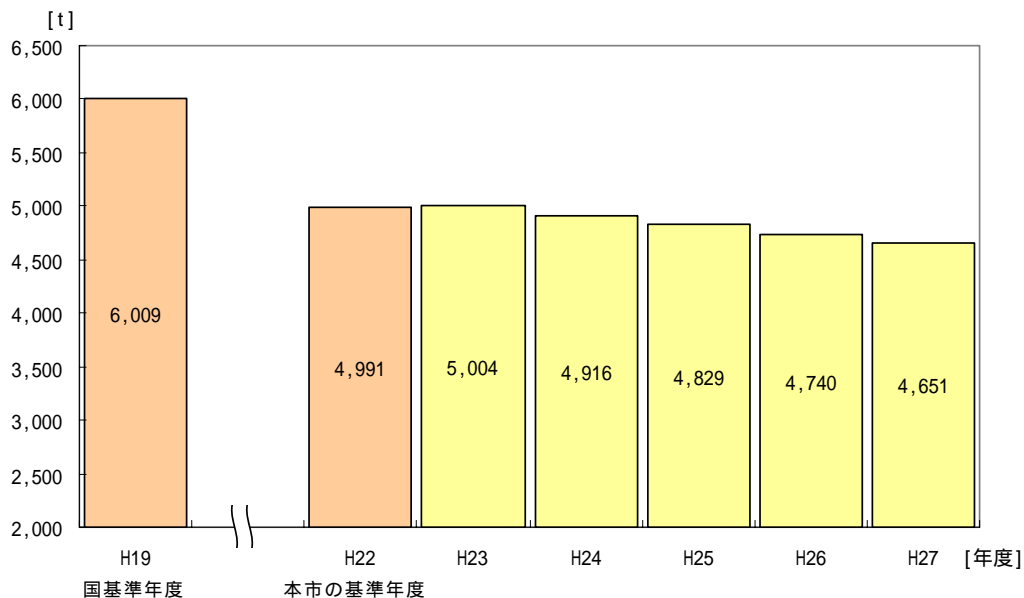


図3-4-6 最終処分量の見通し

3 - 5 ごみ処理基本計画

3 - 5 - 1 ごみの減量化・再資源化計画

市民、事業者、市が連携して行動することにより、3Rを推進します。
ごみの減量化・再資源化における取り組みの体系を表3 - 5 - 1に示します。

表3 - 5 - 1 ごみの減量化・再資源化における取り組みの体系

取り組み項目	番号	取り組みの内容		
ごみの減量化・再資源化計画	広報活動、情報提供	取り組み 1	情報提供の充実	継続・充実
		取り組み 2	地域説明会の開催	継続・充実
		取り組み 3	イベントの開催	継続・充実
		取り組み 4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進	継続・充実
		取り組み 5	一般廃棄物会計基準の検討	新規
	家庭系ごみ対策	取り組み 1	教育、啓発活動の充実	継続・充実
		取り組み 2	生ごみ等の再資源化と有効活用	継続・充実
		取り組み 3	再生資源集団回収の推進	継続・充実
		取り組み 4	共同住宅などへの指導	新規
		取り組み 5	適正な処理費用負担のあり方の検討	継続
	事業系ごみ対策	取り組み 1	事業者のごみの減量化・再資源化	継続・充実
		取り組み 2	ごみ減量化指導の徹底	継続・充実
		取り組み 3	事業者へのフォローアップ	継続・充実
		取り組み 4	みどりのリサイクル	新規
		取り組み 5	処理手数料の適正化	新規
		取り組み 6	搬入物の展開検査	継続・充実
		取り組み 7	食品廃棄物の発生抑制	継続・充実
		取り組み 8	茨木市事業系ごみ減量化推進懇話会	継続

1) 広報活動・情報提供

取り組み 1 情報提供の充実

市民・事業者が、ごみの減量化・再資源化に取り組むことができるよう、ホームページや広報紙等による広報・啓発活動を充実推進します。

取り組み2 地域説明会の開催

ごみ・資源物の排出方法等の変更、実施に際しては地域説明会を開催し、周知徹底を図ります。

取り組み3 イベントの開催

いばらき環境フェアにおいて、フリーマーケット、エコクッキング講座、リサイクル家具の抽選会等への実施や、ごみの減量化・再資源化に取り組む団体・事業所の実践的な活動についてPRします。

取り組み4 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

市民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発します。

取り組み5 一般廃棄物会計基準の検討

国は一般廃棄物会計基準を示していますが、これは、自治体がコスト分析を行い、分析結果をさまざまな角度から検討することにより、客観的にコストを把握し、効率的・効果的な3Rの推進を図ることを目的としたものです。これにより、市民も客観的に市の事業について把握でき、市民の率先した行動を促すことにもつながります。類似都市等との比較による事業効果やコスト分析が行えるよう、一般廃棄物会計のあり方についても検討します。

2) 家庭系ごみ対策

取り組み1 教育、啓発活動の充実

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小学校・市民等への出前講座を推進します。

また、小学校へ配布している副読本の内容充実を図ります。

取り組み2 生ごみ等の再資源化と有効活用

生ごみ処理機の利用促進

生ごみ処理容器等設置補助制度のPRを推進すると共に、生ごみ削減の方法や工夫について広報紙やホームページへ掲載し、市民への周知を図ります。

廃食油の再資源化

バイオディーゼル燃料化(BDF)している民間事業者等を市民・事業者で紹介するなど廃食油の利活用を推進します。

取り組み3 再生資源集団回収の推進

ごみの減量及び資源の有効利用並びにごみ問題に対する市民の意識向上を図るため、再生資源集団回収報奨金支給制度についてのPRを推進します。

取り組み4 共同住宅などへの指導

単身者向け共同住宅が、一般向け共同住宅や一戸建て住宅に比べ、ごみの分別や排出ルールが守られない状況が見られることから、管理会社、所有者、居住者に対し、廃棄物の管理徹底、資源物の分別について指導します。

取り組み5 適正な処理費用負担のあり方

平成17年5月に改正された廃棄物処理法に基づく国の基本方針では(環境省告示第43号) 地方公共団体の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」と明記されており、その後、自治体が有料化を推進する際の参考として、平成19年6月に環境省より、「一般廃棄物処理有料化の手引き」が示されております。

今後、ごみ減量の推移を見極めた上で、適正なごみ処理費用負担のあり方について検討してまいります。

3) 事業系ごみ対策

取り組み1 事業者のごみの減量化・再資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導します。

また、事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行い、ごみの減量化・再資源化を促進します。

取り組み2 ごみ減量化指導の徹底

多量排出事業者への訪問・指導等の対象を月5t以上としているところを、月3t以上に引き下げ、対象事業所を増やし効果を高めます。

取り組み3 事業者へのフォローアップ

ごみの減量化・再資源化に取り組む事業者に廃棄物再生事業者等を紹介し、自主的な再資源化を促進します。

取り組み4 みどりのリサイクル

事業系の剪定枝について、再資源化を推進するための調査・研究を推進します。

取り組み5 処理手数料の適正化

事業系ごみの減量化へ向けた取り組みの効果を踏まえ、目標の達成が困難な場合には、処理経費の推移、近隣市の手数料等を分析し、処理手数料の改定などについて検討します。

取り組み6 搬入物の展開検査

搬入基準等を明確にし、許可業者へ指導し、認識を促します。

また、事業者が直接搬入あるいは許可業者を通じて搬入されるごみを展開検査し、資源物が多量に含まれている事業所については、改善を求める等、指導します。

さらに、検査を効率的に行うため、検査装置の導入を検討します。

取り組み7 食品廃棄物の発生抑制

食品リサイクル法に照らし、年間100t以上排出する事業者に対して、食材管理の徹底、水切り、生ごみの堆肥化、飼料化等の指導を行います。

特に、大阪府中央卸売市場及び大阪府食品流通センターについては、搬入制限の遵守と食品廃棄物の減量化・再資源化に取り組むよう指導を強化します。

また、事業者啓発用のパンフレットに食品廃棄物の減量化・再資源化について掲載します。

取り組み8 茨木市事業系ごみ減量化推進懇話会

茨木市事業系ごみ減量化推進懇話会を定期的を開催し、事業系ごみの減量化・再資源化を推進します。

3 - 5 - 2 収集・運搬計画

市民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的に迅速に収集・運搬することにより、再資源化及び適正処理を推進します。

収集・運搬における取り組みの体系を表3 - 5 - 2に示します。

表3-5-2 収集・運搬における取り組みの体系

取り組み項目		番号	取り組みの内容	
収集・運搬計画	基本的な事項	取り組み 1	分別の徹底	新規
		取り組み 2	収集・運搬主体	継続
	家庭系ごみの収集・運搬計画	取り組み 1	新たな分別区分の検討	新規
		取り組み 2	収集形態の検討	新規
		取り組み 3	収集・運搬車両の見直し	新規
	事業系ごみの収集・運搬計画	-	排出者責任の徹底	継続

1) 基本的な事項

取り組み 1 分別の徹底

市民に対して、「ごみの分け方と出し方」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

排出者の責任を明確にし、分別の徹底を促進するため、透明袋を継続します。

現在、普通ごみの分別が守られていない場合、警告ステッカーを貼付し、積み置きするなどして、啓発をしています。今後、粗大ごみの収集日に排出された普通ごみ・資源物についても警告ステッカーを貼付し、積み置きするなどして、分別の徹底を図ります。

分別排出されたごみについては、再資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

また、古紙類の分別・再資源化を徹底します。

取り組み 2 収集・運搬主体

家庭系ごみは、直営及び民間に委託して収集を行います。

2) 家庭系ごみの収集・運搬

取り組み 1 新たな分別区分の検討

現状の分別区分を継続するとともに、古紙類の分別・再資源化の強化、古布・化粧品びん等の分別・再資源化を検討します。

粗大ごみの中に含まれる普通ごみや資源物の分別を徹底するため、大型ごみ、小型ごみの設定を検討します。

取り組み2 収集形態の検討

収集の効率性などを踏まえステーション方式及び拠点回収方式による収集を継続します。

また、粗大ごみについては、大型ごみ、小型ごみの区分を設け、排出量の分散・分別の徹底について検討します。

取り組み3 収集・運搬車両の見直し

ごみの減量化・再資源化により、ごみの収集・運搬量は減少することが予測されることから、ごみの排出量の推移を考慮し、収集・運搬車両台数等の見直しを検討します。

また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、省エネ車の新規導入を推進します。

3) 事業系ごみの収集・運搬計画

排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが再資源化及び処理・処分を行うことを原則とします。

3 - 5 - 3 中間処理計画

普通ごみ・粗大ごみについては、環境衛生センターで熔融処理し、資源物については一度、環境衛生センターへ搬入・ストックした後、民間業者により再資源化しています。今後も現在の中間処理体制を推進します。

中間処理における取り組みの体系を表3 - 5 - 3に示します。

表3 - 5 - 3 中間処理における取り組みの体系

取り組み項目		番号	取り組みの内容	
中間 処理 計画	適正処理の推進	取り組み 1	適正処理の推進	継続
		取り組み 2	熱エネルギーの有効利用	継続
		取り組み 3	環境衛生センターの延命化	新規
	再資源化の推進	-	民間活用の推進	継続

1) 適正処理の推進

取り組み1 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、再資源化を優先的に行い、再資源化が困難なごみについては溶融処理し熱回収（サーマルリサイクル）を行い資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。

取り組み2 熱エネルギーの有効利用

省資源、省エネルギー、地球温暖化防止の観点から、溶融処理に伴い発生する余熱を発電、給湯・暖房等に利用します。

取り組み3 環境衛生センターの延命化

処理施設が稼動してから15年程度が経過すると老朽化や損傷が進行し、維持管理・整備補修の頻度が増加し、経費の増加が懸念されます。

基幹的設備改良等を行い、延命化を図るとともにCO2削減対策を行い、計画的な予防保全、並びに温暖化対策を推進します。

2) 再資源化の推進

民間活用の推進

資源物、スラグ、メタル等について民間事業者を介して再資源化を推進します。

3 - 5 - 4 最終処分計画

残渣類については、広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）で最終処分を行います。

最終処分における取り組みの体系を表3 - 5 - 4に示します。

表3 - 5 - 4 最終処分における取り組みの体系

取り組み項目		番号	取り組みの内容	
分 計 画	最 終 処 分 策	取り組み 1	埋立量の削減	継続
		取り組み 2	広域処分の継続	継続

1) 最終処分対策

取り組み1 埋立量の削減

中間処理過程で発生する処理残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）での埋立処分しており、本市では、最終処分場を所有していません。

今後も大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）への処分委託を継続していくこととし、ごみの減量化・再資源化に努め、最終処分量を削減していくことにより、最終処分が安定的、経済的に行えるよう努めます。

取り組み2 広域処分の継続

今後も本市では、最終処分場を持つ計画はなく、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）への処分委託を継続します。

3 - 5 - 5 その他の事項

ごみ処理に関連する事項における取り組みの体系を表3 - 5 - 5に示します。

表3 - 5 - 5 ごみ処理に関連する事項における取り組みの体系

取り組み項目		番号	取り組みの内容	
その他の事項	災害廃棄物の処理・処分	-	被災時の適正処理の推進	新規
	市民・事業者・行政の連携	取り組み1	廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量等推進員の設置	継続
		取り組み2	環境美化の推進	継続
	適正処理困難物への対応	取り組み1	適正な処理・処分の指導	継続
		取り組み2	医療系廃棄物への対応	新規
	不法投棄対策の強化	-	不法投棄対策の推進	継続

1) 災害廃棄物の処理・処分

被災時の適正処理の推進

災害発生時には、本市地域防災計画に基き適正に処理を行います。

2) 市民・事業者・市の連携

取り組み1 廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量等推進員の設置

本市条例に基づき、ごみの減量化、再資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取り組みの方向性を定めるために、廃棄物減量等推進審議会を開催します。

また、地域レベルでのごみの減量化・再資源化の取り組みや、資源物の分別排出を徹底するため、廃棄物減量等推進員との連携を推進します。

取り組み2 環境美化の推進

本市における美化活動の定着、環境美化運動（ごみゼロの日等、美化キャンペーン）地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報紙による啓発を推進し、市民・事業者・市が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

3) 適正処理困難物への対応

取り組み1 適正な処理・処分の指導

環境衛生センターでの処理が危険なもの・困難なもの及び廃棄物関係法令等により指定されているものについては、今後も市では収集も処理も行いません。

これらの品目については、何が適正処理困難物であるかを明確にし、市で収集・処理を行っていないことを市民・事業者へ周知・徹底するとともに、適正な処理ルート確保とその情報提供に努めます。

・危険なごみ、処理が困難なごみ

消火器、LP ガスボンベ、シンナー、塗料、廃油、花火、薬品、毒物、劇薬、ガソリン、オイル、土砂、ブロック、コンクリート、ピアノ、金庫、エレクtoon、バッテリー、ホイール付タイヤ等

・廃棄物関係法令等により指定されているもの

家電リサイクル法対象 4 品目（冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）パソコン、スプリング入りマットレス、感染性医療廃棄物（注射器等）

取り組み2 医療系廃棄物への対応

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進及び適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

4) 不法投棄対策の強化

不法投棄対策の推進

本市条例に基づき、広報紙やチラシを通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。

土地所有者及び管理者に対する対策の要請

土地所有者及び管理者の管理責任を明確にし、自己管理の強化を要請します。

柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかけます。

監視体制の強化

市職員によるパトロール等定期的な監視体制の整備を推進します。

- ・市職員等、地域住民による監視

ポイ捨て防止の看板の設置等による啓発

- ・不法投棄の著しい場所へ、注意、啓発を促す看板の設置を推進します。

住民、各種団体との連携

市民、NPO等連携した地域美化、清掃活動を推進します。

第 4 章 生活排水処理基本計画

4 - 1 生活排水処理の基本方針

4 - 1 - 1 生活排水処理に係る理念、目標

水は、様々な役割があるとともに、自然環境の中で重要な要素の一つであり、地域の快適な生活環境を生み出し、人々の心に潤いと安らぎを与えています。

こうした水および水環境の重要性を知り、安威川とそこにそそぐ河川の水環境を良好に保全し、次の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた責務です。

本市においても、生活排水を適正に処理することは重要な課題であり、総合計画の目指す『くらしやすらか「安心実感都市」』を本計画の基本理念とし、生活排水対策を推進します。

4 - 1 - 2 基本方針

本市の生活排水処理は、昭和30年代の急激な都市化によって、浸水や水質汚濁が進んだことから、生活排水の速やかな処理や汲み取り便所の解消等、身近な生活環境の改善を図るため、昭和37年に公共下水道の整備に着手しました。その一方大阪府において、昭和42年に安威川流域下水道、さらに昭和45年に淀川右岸流域下水道に着手され、5市1町の流域で発生する下水を広域的に集中・浄化するための事業が推進されてきました。

本市では、この下水道整備を市政の最重要施策として、積極的に取り組んできた結果、市街化区域における下水道整備がほぼ概成したため、平成12年度から市街化調整区域の整備に着手しています。平成22年度末の下水道整備状況は、処理区域2,548ha、処理区域内人口271,907人、下水道普及率は99.0%となっており、生活排水の速やかな処理や汲み取り便所の解消等、身近な生活環境の改善が図られ、安威川等の主な河川の水質についても年々改善され良好な水環境にあります。

今後は、生活排水未処理地域における整備を重点的に進めるとともに、山間部の生活排水処理については特定環境保全公共下水道や合併処理浄化槽により整備を進めていきます。

4 - 2 生活排水を取り巻く社会情勢

4 - 2 - 1 生活排水処理対策のための関係法令及び計画

1) 関係法令の概要

水質汚濁の防止に関して様々な法律が施行されており、それらの法律に基づき生活排水処理施設整備が行われています。関係法令の概要を表4 - 2 - 1に示します。

表4 - 2 - 1 関係法令の概要等

年 月 (公布)	関 連 法	概 要
S33.4	下水道法施行	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
S45.12	水質汚濁防止法施行	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
S58.5	浄化槽法施行	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。
H6.8	環境基本法施行	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方流域団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。

2) 大阪府の計画

大阪府では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画を定めています。表4 - 2 - 2に生活排水対策に関する大阪府の計画を示します。

表4 - 2 - 2 生活排水の対策等に関する大阪府計画の経過

年 月	関連する計画等
平成12年12月	大阪湾流域別下水道整備総合計画
平成15年 3月	大阪府生活排水処理実施計画（都道府県構想）

3) 茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

本条例は、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって健康で快適な市民生活を確保することを目的として、平成19年3月に施行されました。

本基本計画の策定、変更は本条例（第15条）に基づきます。

4) 生活排水処理対策のための関係法令及び計画の体系

生活排水処理に関する法令及び計画の体系を図4-2-1に示します。

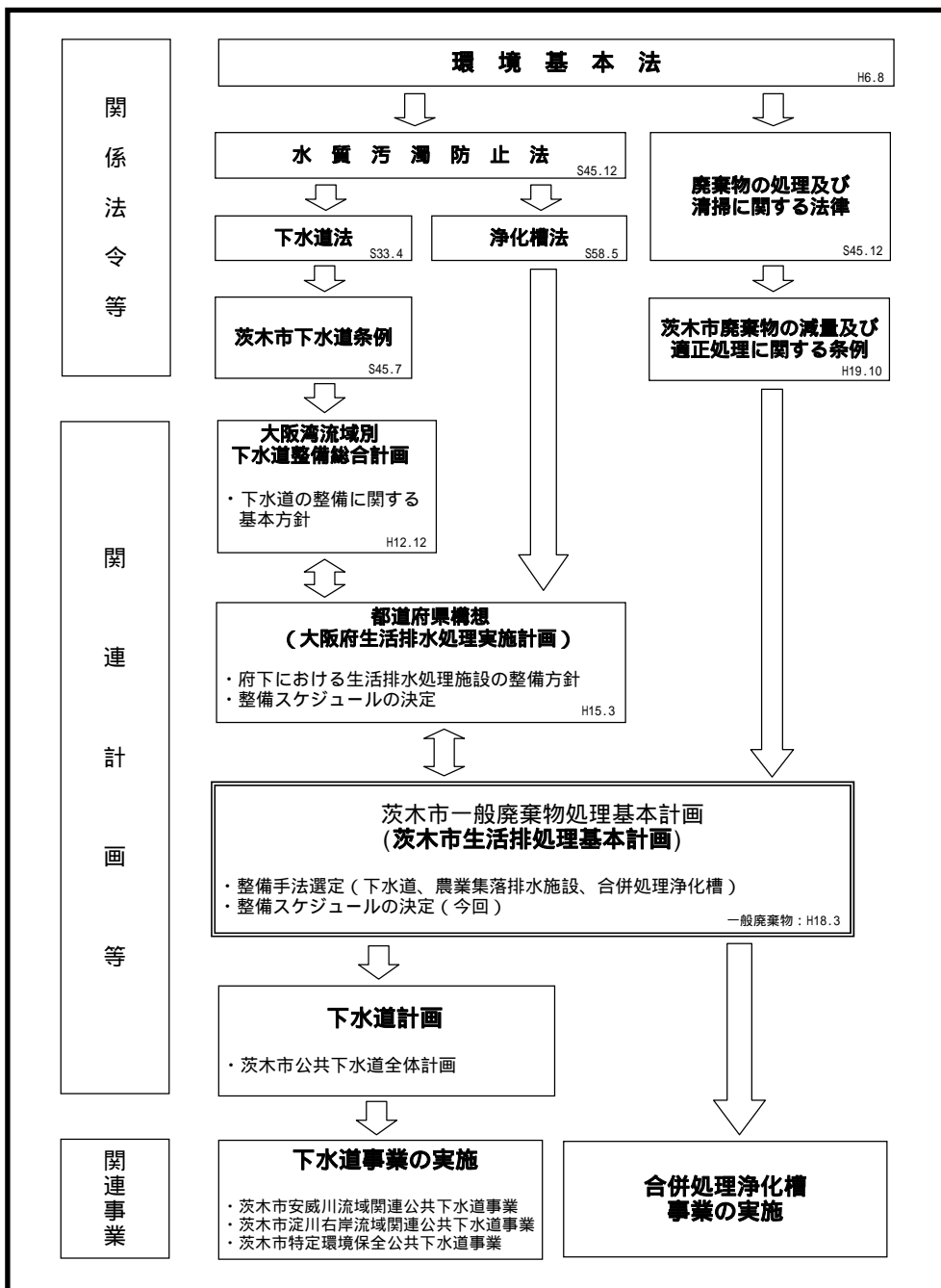


図4-2-1 生活排水処理に関する法令及び計画の体系

4 - 3 生活排水処理の状況

4 - 3 - 1 生活排水の処理主体と処理体系

本市の生活排水処理方法と各施設毎の処理主体を表4 - 3 - 1、処理体系を図4 - 3 - 1に示します。

表4 - 3 - 1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体	
		現状(H22)	目標年度(H27)
流域関連公共下水道	し尿及び生活雑排水	市	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等	市・個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等	個人等
汲み取り	し尿	市	市
し尿前処理施設	し尿及び生活雑排水	市	市

平成25年度から市設置型の浄化槽整備推進事業を開始予定。

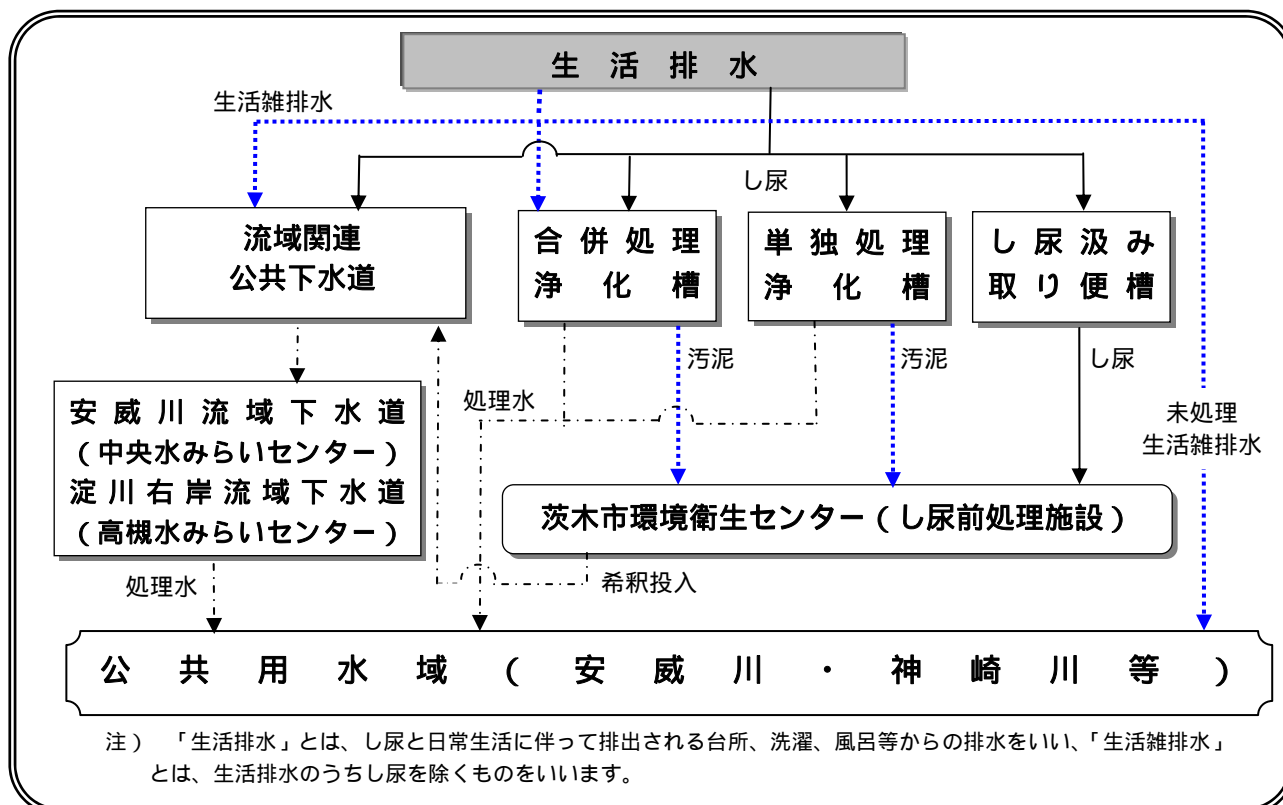


図4 - 3 - 1 生活排水の処理体系

4 - 3 - 2 下水道

本市の公共下水道は、昭和37年10月から事業を開始、その後、流域関連公共下水道として事業を進めており、その進捗状況は、平成22年度末で処理区域面積2,548ha、処理区域内人口271,907人で、下水道普及率は99.0%となっております。また、終末処理は、中央水みらいセンター及び高槻水みらいセンターで行っています。

表4 - 3 - 2 下水道普及率の実績

	H18	H19	H20	H21	H22
茨木市人口 (A)	268,907	270,889	272,019	273,480	274,609
供用開始人口 (B)	264,203	266,908	268,346	270,146	271,907
水洗化人口 (C)	259,523	262,636	264,289	266,136	267,948
普及率(%) (B/A)	98.3	98.5	98.6	98.8	99.0
水洗化率(%) (C/B)	98.2	98.4	98.5	98.5	98.5

(住民基本台帳人口+外国人登録人口ベース)

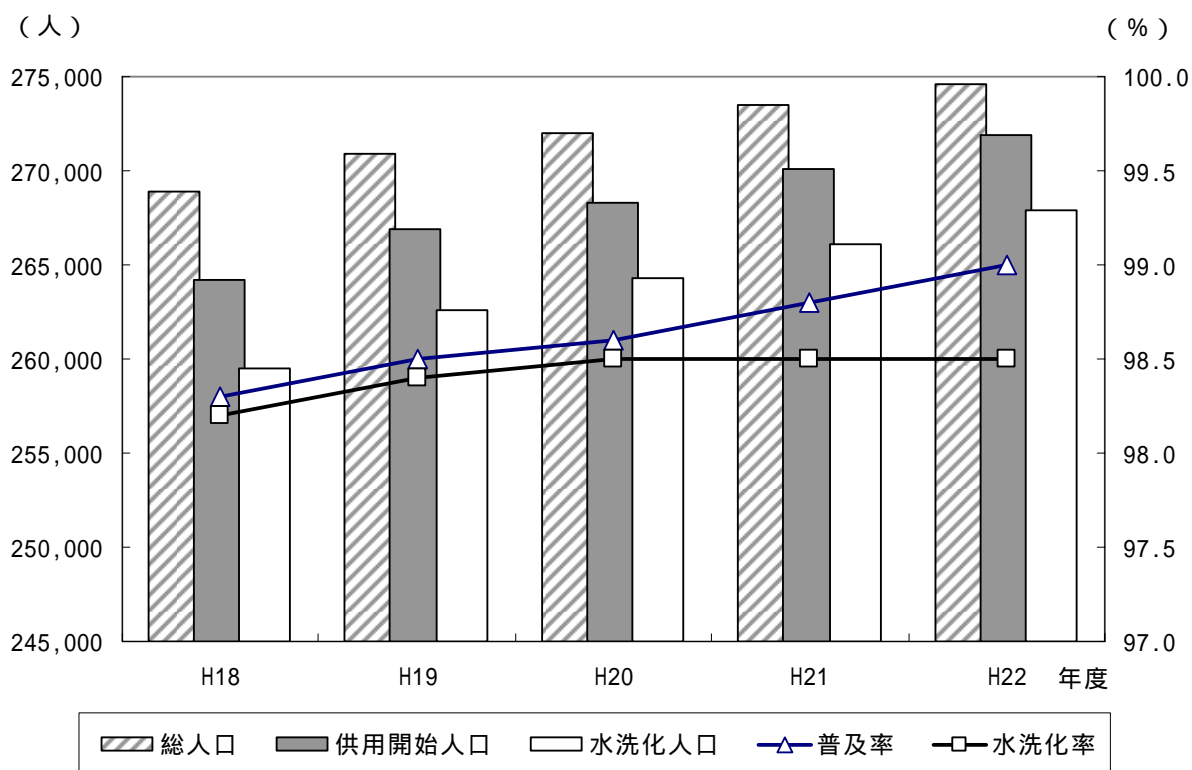


図4 - 3 - 2 下水道普及率の実績

4 - 3 - 3 処理形態別人口の推移

過去5年間の処理形態別人口の推移を表4 - 3 - 3、図4 - 3 - 3に示す。

表4 - 3 - 3 処理形態別人口の推移

項目	H18	H19	H20	H21	H22
1 計画処理区域内人口	268,907	270,889	272,019	273,480	274,609
2 生活排水処理人口	260,906	263,526	265,166	266,911	268,709
公共下水道	259,523	262,636	264,289	266,136	267,948
合併処理浄化槽 (浄化槽市町村整備推進事業)	0	0	0	0	0
上記以外の合併処理浄化槽	1,383	890	877	775	761
3 生活雑排水未処理人口	8,001	7,363	6,853	6,569	5,900
4 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

(住民基本台帳人口+外国人登録人口)

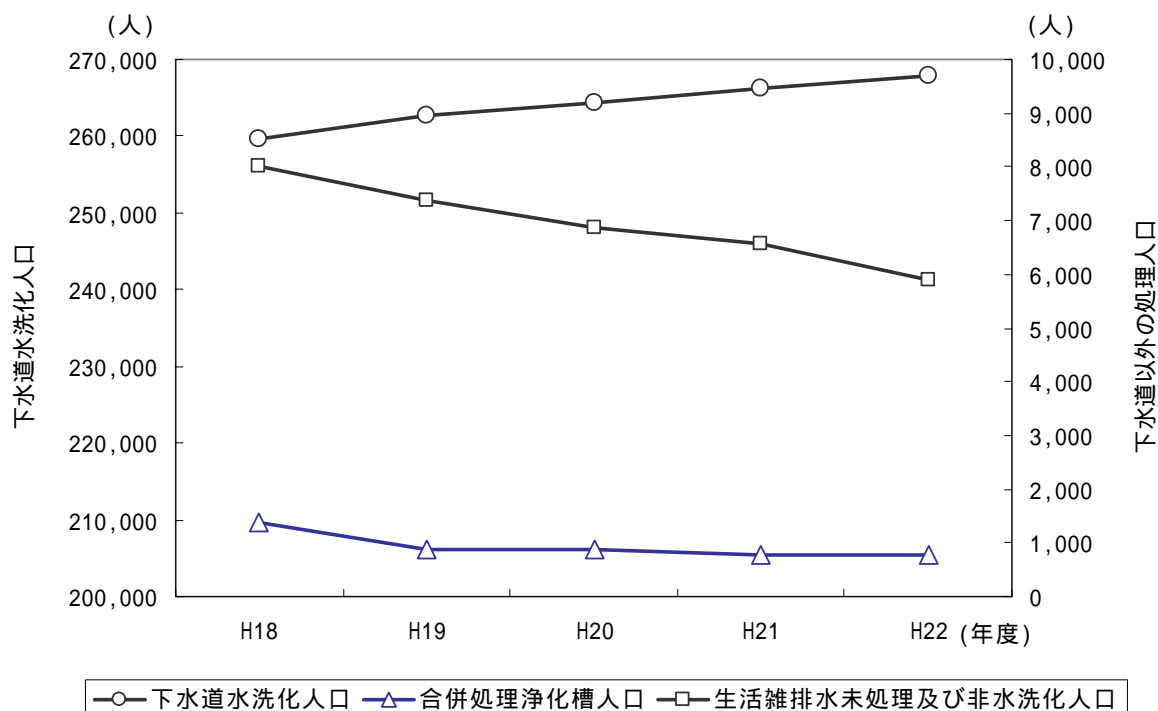
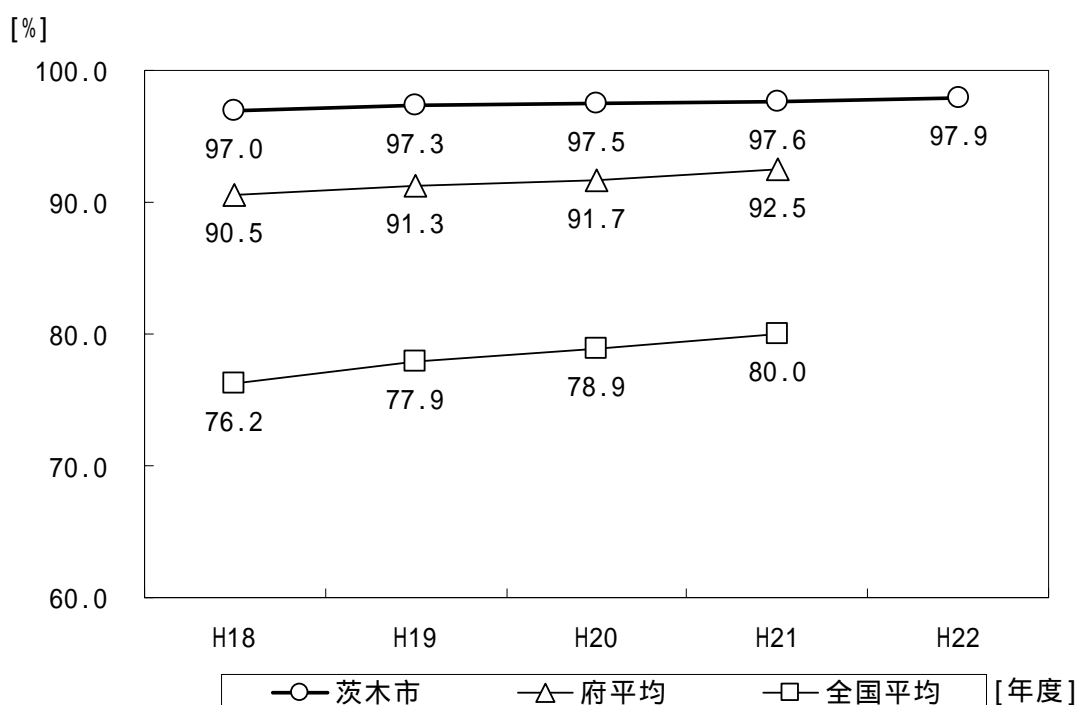


図4 - 3 - 3 処理形態別人口の推移

4 - 3 - 4 生活排水処理率の推移

公共下水道の普及により、生活排水処理率は平成22年度に97.9%となっています。環境省一般廃棄物処理実態調査における全国の生活排水処理に係わる実績データに基づき、国平均、府平均及び本市の生活排水処理率を計算した結果を図4 - 3 - 4に示します。

これによると本市の平成21年度の生活排水処理率は、97.6%となっています。国平均、府平均と比較すると、国平均よりも17.6ポイント、府平均よりも5.1ポイント上回った値となっています。



(資料：平成18～21年度環境省一般廃棄物処理実態調査)

図4 - 3 - 4 生活排水処理率

生活排水処理率とは、下水道や合併処理浄化槽等によって生活排水を適正に処理している人口に対する総人口の占める割合です。

$$\text{生活排水処理率 (\%)} = (\text{下水道水洗化人口} + \text{合併処理浄化槽人口}) \div \text{総人口} \times 100$$

4 - 3 - 5 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量を図4 - 3 - 5に示します。

し尿処理量は、平成18年度に8,942kLでしたが、平成22年度に6,066kLとなり、32%減少しています。

浄化槽汚泥量は、平成18年度に2,161kLでしたが、平成22年度に1,631kLとなり、25%減少しています。

処理量は、平成19年度の11,183kLをピークに減少し、平成22年度には、7,697kLとなっています。

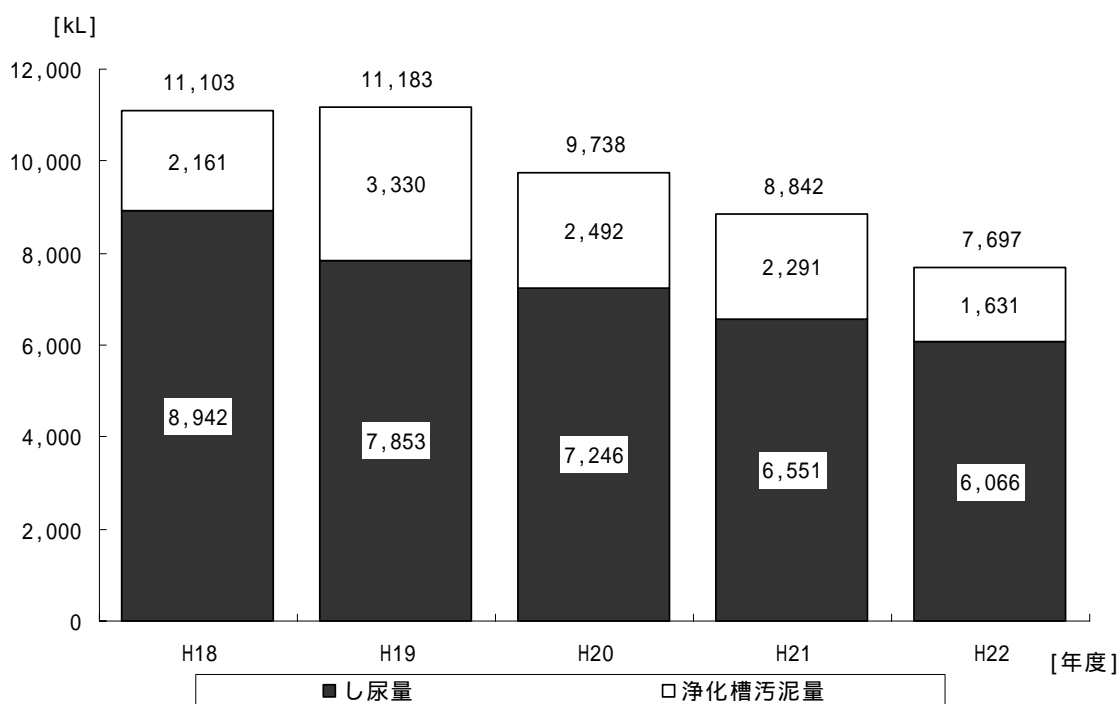


図4 - 3 - 5 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移 ビルピット汚泥除く

4 - 3 - 6 収集・運搬

し尿の収集・運搬は、市直営方式で行っています。

浄化槽汚泥については、市が許可した収集業者に市民が直接、収集を依頼する方式となっています。

し尿・浄化槽汚泥ともに本市全域が収集・運搬区域となっています。

4 - 3 - 7 し尿及び浄化槽汚泥の処理

1) 処理の概要

市及び許可業者が収集した、し尿及び浄化槽汚泥は、茨木市環境衛生センター(し尿前処理施設)で希釈を行った後、公共下水道へ投入しています。

2) し尿前処理施設の概要

茨木市環境衛生センター(し尿前処理施設)の概要を表4-3-4に示します。

表4-3-4 し尿前処理施設の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	茨木市環境衛生センター(し尿前処理施設)
所 在 地	茨木市東野々宮町14-1
事 業 主 体	茨木市
処 理 能 力	43kL/日
処 理 方 式	し尿前処理施設(43キロリットル/日)で処理、希釈し、下水道投入
稼 動 開 始	平成17年3月

4 - 3 - 8 最終処分

茨木市環境衛生センター(し尿前処理施設)の処理水は、公共下水道に投入されます。

4 - 3 - 9 公共水域の水質の状況

本市における環境基準点と水質調査結果を表4 - 3 - 5、表4 - 3 - 6に示します。

表4 - 3 - 5 環境基準点

河川名	測定地点	類型 ¹	pH ² (-)	BOD ³ (mg/L)	SS ⁴ (mg/L)	DO ⁵ (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
安威川	桑ノ原橋	A	6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
	千歳橋						
	宮鳥橋						
茨木川	安威川合流直前						
勝尾寺川	中河原橋						

資料：いばらきの環境（平成23年度版）

表4 - 3 - 6 平成22年度水質調査結果

河川名	安威川			茨木川	勝尾寺川
測定地点	桑ノ原橋	千歳橋	宮鳥橋	安威川 合流直前	中河原橋
流量 (m ³ /s)	1.04	1.12	1.06	0.38	0.27
pH (-)	6.7~9.0	7.4~9.2	7.2~9.2	7.1~8.8	6.8~9.3
DO (mg/L)	10	12	12	11	11
BOD (mg/L)	0.8	1.1	1.0	1.1	1.4
SS (mg/L)	2	5	6	4	2
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,600	3,000	2,500	4,100	4,700

凡例 は基準値外

資料：いばらきの環境（平成23年度版）

- 1 生活環境の保全に関する基準として、各公共用水域ごとに定める水域類型のこと。河川に関して5種類（AA,A,B,C,D,E）の水質基準がある。
- 2 pH：水素イオン濃度指数。物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値である。値が低いほど酸性が強く、値が大きいほどアルカリ性が強い。
- 3 DO：溶存酸素。水中に溶けている酸素量のことをいう。汚染度の高い水中では値が小さくなる。
- 4 BOD：生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示している。
- 5 SS：浮遊物質。水中に浮遊している直径2mm以下の粒子物質のこと。

4 - 3 - 10 課題の整理

課題1 生活排水処理率の向上を図る

大阪府では、河川などの公共用水域の水質汚濁を防止するため大阪府生活排水処理実施計画を策定し、水質保全、生活排水対策を推進しています。

本市においても「くらしやすらか安心実感都市」の実現を目指し、生活排水処理施設整備に取り組んだ結果、平成22年度末の生活排水処理率は97.9%となっており、国平均、府平均に比較して高い値となっていますが、残りの約2.1%については生活雑排水が未処理であるため、今後は、下水道及び合併処理浄化槽の更なる整備・普及等、生活排水を適正に処理する環境づくりが課題となっています。

課題2 下水道水洗化率の向上を図る

市街化区域における下水道整備はほぼ概成し、平成22年度末の下水道普及率は99.0%に達しているため、現在は市街化調整区域及び生活排水未処理地域における整備を重点的に進めています。

また、下水道水洗化率は98.5%となっており、残りの1.5%について下水道へ接続し、水洗化を求めることが課題となっています。

課題3 合併処理浄化槽を整備する

公共下水道の整備に加え、生活環境の改善や公共用水域の保全といった観点から生活雑排水についても適正に処理することのできる合併処理浄化槽の設置促進が重要です。

公共下水道区域以外の地域における生活雑排水の未処理世帯に対し、合併処理浄化槽の設置を促進することが課題となっています。

4 - 4 生活排水処理基本計画

4 - 4 - 1 生活排水処理計画

4 - 1 で掲げた生活排水処理に係る理念、目標達成のため、下水道と合併処理浄化槽を地域の状況に応じて適切に組み合わせ、総合的に生活排水処理対策を推進します。生活排水処理施設の整備に係る取り組みの体系を表4 - 4 - 1 に示します。

表4 - 4 - 1 生活排水処理施設の整備に係る取り組みの体系

取組項目		番号	取組の内容	
生活排水処理計画	生活排水処理施設の整備 (ハード対策)	取り組み 1	公共下水道の整備促進	継続
		取り組み 2	市町村設置型合併処理浄化槽の設置促進	新規
	住民連携 (ソフト対策)	取り組み 1	家庭でできる発生源対策	継続
		取り組み 2	水路・河川の清掃等	継続
		取り組み 3	広報活動・啓発活動	継続
		取り組み 4	環境学習	継続
	その他	-	災害発生時の処理・処分	継続

1) 生活排水処理施設の整備

取り組み 1 公共下水道の整備促進

本市の公共下水道は、中央処理区と高槻処理区に区分され、上位計画である安威川流域下水道計画と淀川右岸流域下水道計画との整合を図ります。

市政の最重要施策として取り組んできた結果、市街化区域における整備をほぼ終えていることから、現在は市街化調整区域及び生活排水未処理地域における整備を重点的に進めています。

取り組み 2 市町村設置型合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道区域以外の地域については、環境保全という観点から合併処理浄化槽の設置・維持管理を市で行う市設置型の浄化槽整備推進事業で実施します。

この事業では、窒素除去型の浄化槽を採用し、高度処理を実現します。比較的人口密度の低い集落においては公共下水道に比べて建設コストが安く、短期間で設置できるため、迅速に生活排水処理が実現できる処理施設です。

(1) 処理区域図

本市の生活排水処理整備区域図を図4 - 4 - 1に示します。

図4 - 4 - 1 生活排水処理整備区域図

(2) 数値目標

生活排水処理施設の整備を推進し以下に示す目標を達成します。

表4-4-2 生活排水処理の目標

項目	現在 (H22)	中間年度 (H25)	目標年度 (H27)
生活排水処理率 (%)	97.9	98.5	98.9

表4-4-3 人口の内訳

項目	現在 (H22)	中間年度 (H25)	目標年度 (H27)
1. 行政区域内人口 (人)	274,609	277,101	278,325
2. 計画処理区域内人口 (人)	274,609	277,101	278,325
3. 水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	268,709	272,992	275,189

表4-4-4 処理形態別人口

項目	現在 (H22)	中間年度 (H25)	目標年度 (H27)
1 計画処理区域内人口 (人)	274,609	277,101	278,325
2 生活排水処理人口 (人)	268,709	272,992	275,189
公共下水道 (人)	267,948	272,133	274,164
合併処理浄化槽 (人) (浄化槽市町村整備推進事業)	0	374	580
上記以外の合併処理浄化槽 (人)	761	485	445
3 生活雑排水未処理人口 (人)	5,900	4,109	3,136
4 計画処理区域外人口 (人)	0	0	0

第4章 生活排水処理基本計画

表4 - 4 - 5 し尿処理量

項目	現在 (H22)	中間年度 (H25)	目標年度 (H27)
し尿処理量 (kl/年)	6,066	4,329	3,277
浄化槽汚泥量 (kl/年)	1,631	1,249	1,102
合計 (kl/年)	7,697	5,578	4,379

表4 - 4 - 6 一日あたりに発生する生活雑排水のBOD量

項目	現在 (H22)	中間年度 (H25)	目標年度 (H27)
生活雑排水未処理人口 (人)	5,900	4,109	3,136
BOD量 (kg/日)	236	164	125

資料「流域別下水道整備調査指針解説(1999)」1人1日当りに排出する雑排水のBOD量：40g/人・日

2) 住民連携

取り組み1 家庭でできる発生源対策

家庭及び事業所において、排水量の抑制あるいは、汚濁負荷の要因となる物質を排出しないことが重要であり、市民、事業者が取り組める発生源対策について周知し、汚濁負荷を削減していきます。

工場等にあっては、関連法に基づく公共用水域の汚濁原因となる物質の適正処理を推進します。

取り組み2 水路・河川の清掃等

快適で美しい水環境づくりを推進し、環境美化に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、水路・河川等の美化活動をボランティア団体・企業等と市が協働し、環境美化活動に取り組んでいきます。

安威川クリーンキャンペーン

取り組み3 広報活動・啓発活動

広報紙及び啓発用のパンフレット、ホームページ等を活用し、生活排水処理の重要性や、公共下水道への接続促進及び合併処理浄化槽を適正に維持管理するための使用方法等についての情報提供を充実させていきます。

また、家庭で出来る身近な雨水対策である雨水貯留タンクの設置促進に努めます。

取り組み4 環境学習

水質汚濁防止及び水環境の保全等を題材とした学習会や、河川・水辺などにおける体験型のイベントの開催及び水路、河川清掃等を介して、意識の高揚を図ります。また、施設見学会・出前講座等といった環境保全や発生源における水質保全対策の大切さについて学習する機会を増やします。

安威川クリーンキャンペーン

出前講座・環境フェアの開催

3) その他

災害発生時の処理・処分

災害発生時には、本市地域防災計画に基き適正に処理を行います。

編集・発行 茨木市 産業環境部 環境政策課
〒567-8503
茨木市駅前三丁目 8 番 13 号
TEL : 072-620-1644
FAX : 072-627-0289

本計画は、再生紙を利用しています。

リサイクル適正 (A) この印刷物は印刷用の紙へ
リサイクルできます。